

# 掛川市文化振興計画

**改定版(案)**

[計画期間：2023 - 2027 年度]

令和5年3月

掛川市

# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	掛川市文化振興計画の位置づけ	4
第2章	基本的な考え方	8
1	基本理念	8
2	基本方針	10
3	基本方針の考え方	11
4	施策の体系	12
第3章	施策の展開	14
1	基本施策	14
2	重点プロジェクト	22
第4章	計画の推進に向けて	25
1	計画の推進体制	25
2	推進主体の役割	26
3	施設の役割	28
参考資料		31
1	市民意識調査結果	32
2	掛川市の文化財	44
3	掛川市文化振興計画の改定経緯	48
4	法令等	52

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

### (1) 文化の意義と必要性

文化とは、広く捉えれば、人間が自然との関わりや風土の中で形成してきた成果のすべてであり、人が生きていくことそのものが文化であるとも言えます。

例えば、自然と共に生きる知恵は、災害から命と暮らしを守り、安全・安心な生活の礎を築くための文化と言えます。自然や歴史、風土も長い年月の中で培われてきた文化であり、その中で人が生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観なども文化です。また、美術や音楽などの芸術文化の範囲に加え、教育や産業により培われてきた技術や学問なども文化と捉えることができます。

こうした文化を通じ、人々は、他者と繋がるとともに、多様性を受け入れる心を養うことができます。

このように考えると、文化は、私たちが生きていく上での精神的な支えとしての役割を果たすものであり、文化は、人々に楽しさや感動、安らぎ、生きがいなどを与え、人生に潤いとゆとりをもたらし、豊かな心を育むものであると言えます。

### (2) 文化芸術の課題

文化の中でも、文化芸術について、「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」と捉え、平成13(2001)年に国が「文化芸術振興基本法」を制定しています。この中で、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と定めており、現代社会では、文化芸術を単なる趣味嗜好の類としてではなく、すべての人々が備えるべき素養と捉えることが必要だと言えます。

一方で、文化芸術を取り巻く課題も数多く指摘されています。例として、不十分な基盤・環境の整備や後継者問題、地方での実演芸術に触れる機会の不足、文化施設の位置付けの不明確さ、施設と文化芸術団体との連携不足などが挙げられます。また、依然として、文化は個人の自主性・主体性に任せられるものとの認識が強いため、「文化は国の力」と言いつつも、行政が文化のどの領域をどの水準まで支援すべきか不明確であることも課題の一つと言えます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化のあり方は問い直されており、特定の場所に人が集まること、集めることが抑制され、文化に触れる機会が損なわれ、人々の感性や創造性を刺激する機会が減少している状況にあります。

### (3) 文化振興に関する国・県の取組

文化の必要性と文化芸術を取り巻く諸課題に取り組むため、国は、平成 13（2001）年に「文化芸術振興基本法」を制定、翌年以降概ね 5 年ごとに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定し、平成 24（2012）年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を施行しました。また、平成 29（2017）年には「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」へと改正しています。さらに、平成 30（2018）年に「障害者文化芸術推進法」を施行、平成 31（2019）年に「文化財保護法」を改正、令和 2（2020）年に「文化観光推進法」を施行しています。

静岡県においても、平成 18（2006）年の「静岡県文化振興基本条例」をはじめ、平成 20（2008）年の「静岡県文化振興基本計画」、平成 23（2011）年の「第 2 期ふじのくに文化振興基本計画」の策定以降、時代に合わせた見直しを重ねています。

国や都道府県レベルで文化振興を推進するための動きがみられますが、「文化芸術基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、地方公共団体にも自主的かつ主体的に地域の特性に合った施策を策定、実施することが求められています。

#### ■文化芸術基本法（平成 29 年 6 月一部改正）

- ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込む
- ・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する
- ・文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識する

#### ■障害者文化芸術推進法（平成 30 年 6 月施行）

- ・障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

#### ■文化財保護法（平成 31 年 4 月一部改正）

- ・これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組む

#### ■文化観光推進法（令和 2 年 5 月施行）

- ・「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義づけ

##### 【文化観光】

文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

##### 【文化観光拠点施設】

以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ①文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設）のうち、
- ②観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者）と連携するもの

## (4) 掛川市における文化への期待

本市は、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の創造を目指し、市民主体による協働のまちづくりを推進しています。「希望」とは、未来をよりよくしようと行動する時の原動力であり、「協働」は、市民が自ら行動し、役立ち合うことが基本です。市民が希望をもって行動するためには、市民等の精神的な充足（＝心の豊かさの醸成）に取り組むことが必要です。

一方で、文化は、人々に生きがいを与え、人生に潤いとゆとりをもたらし、豊かな心を育みます。文化がもたらす様々な効用を考えると、文化を通じて市民等の精神的な充足を高めることが可能と考えられます。

また、幅広い文化の範囲の中で、本市の特色と言えるものの一つに、「人づくり」の文化があります。その中心には報徳の教えや生涯学習の理念があり、これらが具体的な行動となったものが「協働」の取組です。「報徳」と「生涯学習」の文化を広め、深めることが、協働のまちづくりの推進へも繋がると期待しています。

さらに、文化により地域のアイデンティティが形成されることで、自治力の向上あるいは地域コミュニティの充実にも繋がります。

市民が心豊かに充実した生活を送り、住んで良かったと思える、文化による協働のまちづくりを推進するため、平成 27（2015）年 2 月に「掛川市文化振興計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## (5) 今後の文化政策の推進方針

令和 2（2020）年 3 月、本計画の上位計画である「第 2 次掛川市総合計画」が改定され、令和 4（2022）年 3 月に「ポストコロナ<sup>※1</sup>編」としてさらなる改定が行われました。

それに伴い、本計画についても、SDGs<sup>※2</sup>の推進、人生 100 年時代やテクノロジーの急激な進化による Society5.0<sup>※3</sup>の到来、新型コロナウイルス感染症に対応するための新しい生活様式等の視点を取り入れた改定を行い、未来の掛川市を見据えた文化振興に取り組みます。

主な  
取組  
視点

### ① 地域の人材や団体を活かす 【支援体制の強化】

持続可能な文化活動への取り組みとして、文化活動をサポートする支援体制を強化します。

### ② 地域の資源を活かす 【文化の多様性への対応】

観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業その他の関連分野と連動し、波及・相乗効果をもたらす取り組みをします。

### ③ 新たなテクノロジーを活かす 【デジタルの活用】

新型コロナウイルス感染症の拡大による文化に触れる機会の損失に対応するため、積極的なデジタル活用に取り組みます。

※1 新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の社会（ビフォーコロナ）に対し、感染症がまん延した社会（コロナ禍）から後の社会（ウィズコロナ・アフターコロナ）のこと。

※2 Sustainable Development Goals の略。よりよい世界を目指すための持続可能な開発目標のこと。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。

※3 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

## 2 掛川市文化振興計画の位置づけ

### (1) 掛川市の文化の体系化

本市の文化振興計画では、「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」で捉えている文化の範囲にとどまらず、幅広い範囲の文化を対象とし、以下のように整理、体系化することとします。

#### 文化の体系

- 「芸術文化」…………… 美術や音楽をはじめとする、感性を豊かにする美的かつ創造的な活動やその成果としての文化
- 「伝統文化」…………… 年中行事や郷土芸能など、人々の営みの積み重ねにより形成され、受け継がれてきた文化
- 「生活文化」…………… お茶に代表される産業や衣食住に係る生活様式や娯楽など人々の生活を構成し、生活に根付いている文化

#### 掛川市民の基礎となっているもの

- 「行動の基礎となる文化」… 報徳の教えや生涯学習の理念など、市民に広く浸透している価値観や日常的な行動の基礎になっている文化
- 「自然・歴史の文化」…………… 地形や景観、風土など、自然の変化や歴史の流れにより、長い年月をかけて培われてきた文化

#### ■掛川市における文化

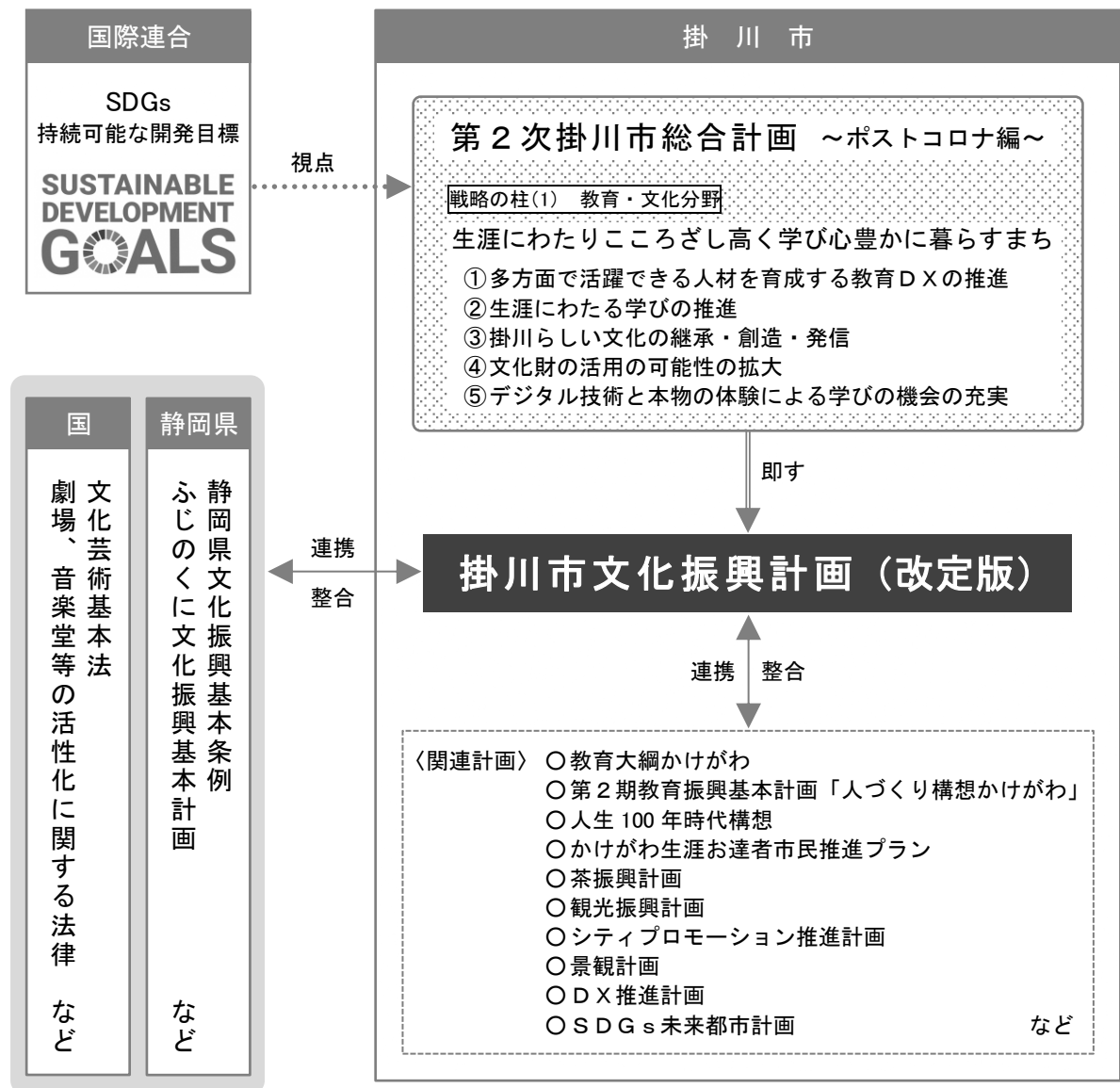
	説明	例	市の文化資源
体系	<b>●芸術文化</b>		
	人の感性を豊かにする美的かつ創造的な活動とその成果	文学、美術、音楽、彫刻、舞台芸術、現代芸術、メディア芸術など	まちなかアート美術館
	<b>●伝統文化</b>		
	歴史の中で人々に生まれ、受け継がれてきたもの	伝統芸能、年中行事、祭礼、民俗芸能、文化遺産	街道文化 城下町文化 祭、お囃子
	<b>●生活文化</b>		
	生活環境を構成する様々な要素	○衣・食・住の生活文化 ○茶の湯・煎茶・生け花・礼儀作法などの室内文化 ○生業に関わる技術や産品を含む産業文化	掛川茶 伝統的な農法 葛布 郷土の食 スローライフ
基礎	<b>○行動の基礎となる文化</b>		
	報徳の教え、生涯学習の理念		
	<b>○自然・歴史の文化</b>		
	〈自然〉小笠山、栗ヶ岳、遠州灘	〈歴史〉神社・寺院、古墳、城、街道	

## (2) 計画の位置付け

体系化した文化の内容が示すとおり、本市には特徴的な文化が数多くあり、個別分野の具体策は多種多様にありますが、本計画では、これら文化を振興していくために共通的に推進すべき施策の方向性を示すものとしします。

また、本計画は「掛川市総合計画」に基づく、本市の文化振興の基本となる計画です。既に、文化に関連する分野の個別計画等が策定されていますので、それらとも連携・整合を図りながら定めます。

### ■ 計画の位置付け



### (3) 計画の期間

本市の文化政策に関する中長期的な方針を明らかにするという性格を有している本計画は、近年の社会情勢の変化スピードに対応していくため、概ね5年後（令和9（2027）年度）を見据えた文化施策の方針を構築するものとします。ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて見直しの検討を行います。

#### ■計画の期間

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
基本方針					
基本計画					

### (4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」と掛川市文化振興計画

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）で構成されています。

本市は、令和2（2020）年7月に、SDGs達成のため積極的に取り組む地方自治体である「SDGs未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりを推進しています。

本計画では、文化振興施策を講じることによってSDGsの達成に寄与するものとし、特に関連するものとして以下の3つのゴールを設定しています。

アイコン	ゴール（目標）
<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
<b>8</b> 働きがいも経済成長も 	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包括的かつ持続的な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



## (5) 成果指標

文化政策における評価は、他の領域に比べて、効果や成果を測定しにくい特性を有しますが、本計画の検証・評価をする際の目安として、以下の成果指標を設定します。

目標値は、過去の実績値の推移や近年の動向をもとに算出します。

毎年行う指標調査の結果をもとに、各事業の実施状況等を把握・評価しながら事業の改善、見直しを行います。

### ■指標一覧

指 標	実績値 H29年 (2017年)	現状値 R4年 (2022年)	目標値 R9年 (2027年)	指標の説明
1年間に文化芸術の催しを鑑賞した 市民の割合	41.4%	34.7%	70.0%	市民意識調査 (毎年調査)
1年間に文化芸術活動をした 市民の割合	14.7%	10.7%	30.0%	市民意識調査 (毎年調査)
郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ 市民の割合	51.3%	40.9%	70.0%	市民意識調査 (毎年調査)
アウトリーチ体験をした子どもの割合	45.4%	7.5% (2021年)	50.0%	掛川市文化財団 (毎年調査)
かけがわ茶エンナーレに参加した人数 (来場者含む)	176,427人 (2017年)	90,099人 (2021年)	200,000人 (2027年)	2017年・2021年 開催 2024年・2027年 開催予定

## 第2章 基本的な考え方

本市の文化振興に関する基本的な考え方を「基本理念」として定め、これを実現するための文化政策の柱を「基本方針」として定めます。

### 1 基本理念

**掛川市民は、夢と希望あふれる未来に向かって  
報徳と生涯学習の精神で、文化を伝え創造していく**

本市の文化は、南北に広がる海・山・川などの多様で豊かな自然に恵まれたことに加え、古くから発達した街道交通により様々な地域文化が培われたこと、さらには、東西に繋がる近代交通がもたらした新たな文化を享受・発展させたこと、市民の中に報徳の教えや生涯学習の理念が浸透していることにより育まれてきました。

私たち掛川市民は、この貴重で特徴的な地域の文化を継承し、さらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。子どもや若者たちが心豊かな郷土愛あふれる市民に育っていくことは、掛川のまちの未来を担う人づくりに繋がります。

一方で、これまで培われてきた文化を礎として、新たな価値を生み出し、地域の活性化や市民の意識や社会の変革をもたらす新しい文化を創造することが掛川のまちを進化・発展させる原動力となることも考えられます。

また、増加・多国籍化傾向にある外国人住民の持つ多様性を受け入れ、認め合い、共生することで、大きな文化変容が起こる可能性もあります。

今ある文化を継承し、さらに発展させて新たな文化を創造していくことにより、文化の力で市民の心を豊かにしていきます。

文化を通じて心豊かな郷土愛あふれる市民を育むためには、市民や団体、企業、行政などが、それぞれの個性を活かし、「できること・好きなこと・得意なこと」を通じて、文化的な活動や取組に主体的に参画し、さまざまな立場の人が協働して進めていくことが必要です。

文化振興の取組により、市民力・地域力・文化力を発展させ、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を目指します。

## 報徳の教え

報徳の教えは、明治維新前後の日本の近代化黎明期に、二宮尊徳の唱えた考え方で、報徳運動により全国に広まりました。

二宮尊徳の報徳思想とは、「至誠」(真心をもって対応する)・「勤勞」(感謝を忘れず一生懸命に働く)・「分度」(自己をわきまえて、自分にふさわしい行動をする)・「推讓」(人のために行動し、人に分け与える)の4つを行うことで、人が物質的にも精神的にも豊かに暮らすことができるとともに、周囲(家族、地域、まち)の生活も豊かにすることができるという考えです。

掛川市には、大日本報徳社の本社が開設されており、全国の報徳活動の中心として、今日では「報徳のまち掛川」と言われています。

掛川市では、新幹線掛川駅や掛川城天守閣復元などの大事業が、市民による寄附金によって実現できたという経緯があります。この背景には、「子どもたちやまちの未来のために」という報徳の教えを基盤とした考え方が、長い歴史の中で市民の心の中に育まれてきたからと言えます。

文化振興においても、この報徳の教えを基盤として、市民が文化を伝え創造していくことで、人もまちも豊かになると考えています。

## 生涯学習の理念

掛川市は、昭和54(1979)年、全国で最初に生涯学習都市を宣言したまちです。

一般的な生涯学習は、多くの場合、個人の生涯学習(自己実現)の範囲にとどまっていますが、掛川市の生涯学習は、それにとどまらず、個人の生涯学習により高まった市民力を、自らが住むまちのまちづくりに活かしていくという、「個人の生涯学習」と「まちづくり」が相互に連動し合う、「生涯学習まちづくり」として進められてきました。この特徴的な取組が「掛川学」です。

宣言文では、『風格ある人間、愛情ある家庭、村格ある地域、都市格ある掛川市をめざし、海と山と街道と報徳の掛川学をじっくり展開していこう』と掲げています。地域の自然と歴史、そして報徳の教えを学ぶことを軸として、互いに役立ち合いながら、個人の生活と周囲(家族、地域、まち)を豊かにしていくことが、掛川市の生涯学習の目標であると言えます。

## 2 基本方針

以下の「基本方針」は、これから取り組む文化政策の基本的な考え方を方向付けるものです。

基本方針	<b>感じて、創って、活かして、 豊かさを得る 掛川文化の創造</b>
つくる	

文化は、豊かな心を養うだけでなく、自己表現力の向上など、様々な役割を担っています。特に、子どもや若者の感性や創造力の育成には、高い期待が寄せられています。しかしながら、子どもや若者の文化に関する素養や理解力には差があり、また、多くの市民は、文化に関する体験の機会や活動への支援が十分でないと感じています。

文化を感じたり、活動を発表したりする機会や環境を整えることで、市民の豊かな心を醸成するとともに、文化の創造性が新たな産業（ビジネス化）の可能性に繋がるよう支援し、文化活動の自立を目指します。

基本方針	<b>触れて、試して、深めて、 楽しみ広げる 掛川文化の体験</b>
したしむ	

掛川市民の多くは、文化に高い関心を寄せています。しかしながら、鑑賞や活動の機会に恵まれず、実際には文化を身近に感じられない市民も多数います。生活の中で身近に文化に親しむことができれば、潤いある暮らしや心のゆとり・豊かさを醸成することにもつながります。

暮らしの中で、特徴ある様々な芸術文化・伝統文化・生活文化に触れ、試し、深める環境を整えることで、文化の裾野を広げ、文化を楽しむ人や文化の支えとなる人を増やし、市民が掛川文化を体験することを支援します。

基本方針	<b>知って、学んで、伝えて、 誇りを繋ぐ 掛川文化の継承</b>
つたえる	

掛川市民の多くは、祭典をはじめとする地域の郷土芸能や歴史的文化的文化財が保存・伝承・活用されていると感じており、特徴的な地域の文化を誇りに思う市民が多数いることが表れていると言えます。しかしながら、豊かな自然景観や歴史的まちなみ、和食文化や伝統芸能など、生活様式の変化や後継者の不足、不在によって、放っておくと消滅しかねない、また、すでに消滅してしまった、価値ある文化も存在します。

価値ある芸術文化・伝統文化・生活文化を知り、学ぶ環境を整えることで、継承する人を増やすとともに、これらの文化を通じて、市民の地域への誇りと郷土愛の醸成に繋がります。

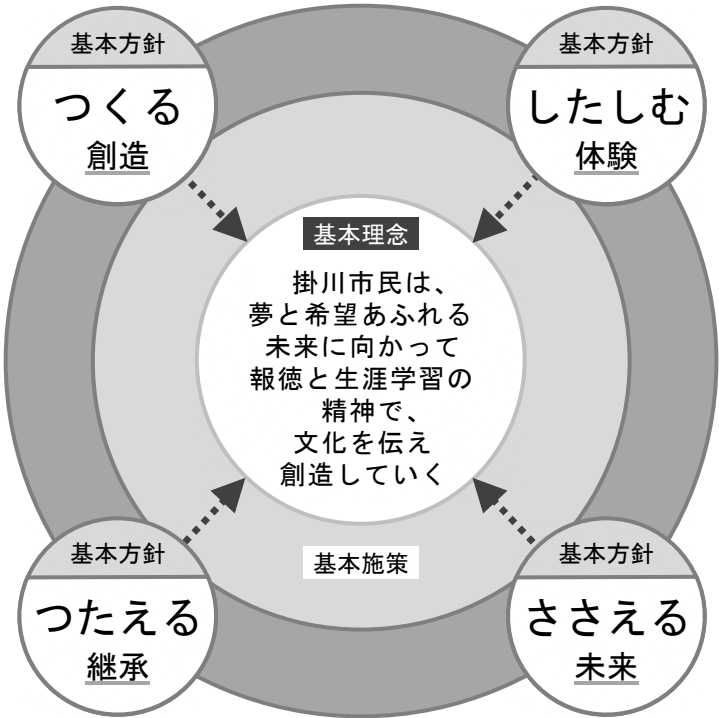
基本方針	<b>関わり、担い、役に立つ、 協働で築く 掛川文化の未来</b>
ささえる	

文化に高い関心を寄せている市民のなかには、情報不足、時間や経済的な理由等により、実際には、文化に接することができない市民が多数います。また、新たな文化を創造していくためには、一定程度の時間と費用を要します。文化活動は、それぞれが自立して行うことが期待されますが、状況によっては、様々な支えが必要です。

市民の文化活動の推進には、アートNPO<sup>※4</sup>や文化ボランティアなど、多くの市民が文化活動の支援に積極的に関わり、ささえる役割を担うことが大きな力となります。行政や文化財団が中心となり、支える団体の育成や文化施設、教育機関、事業所等との横断的なネットワークづくりを推進することで、市民が文化活動に取り組みやすく、文化的魅力にあふれた活力ある地域社会を築き、夢と希望あふれる掛川文化の未来に繋がります。

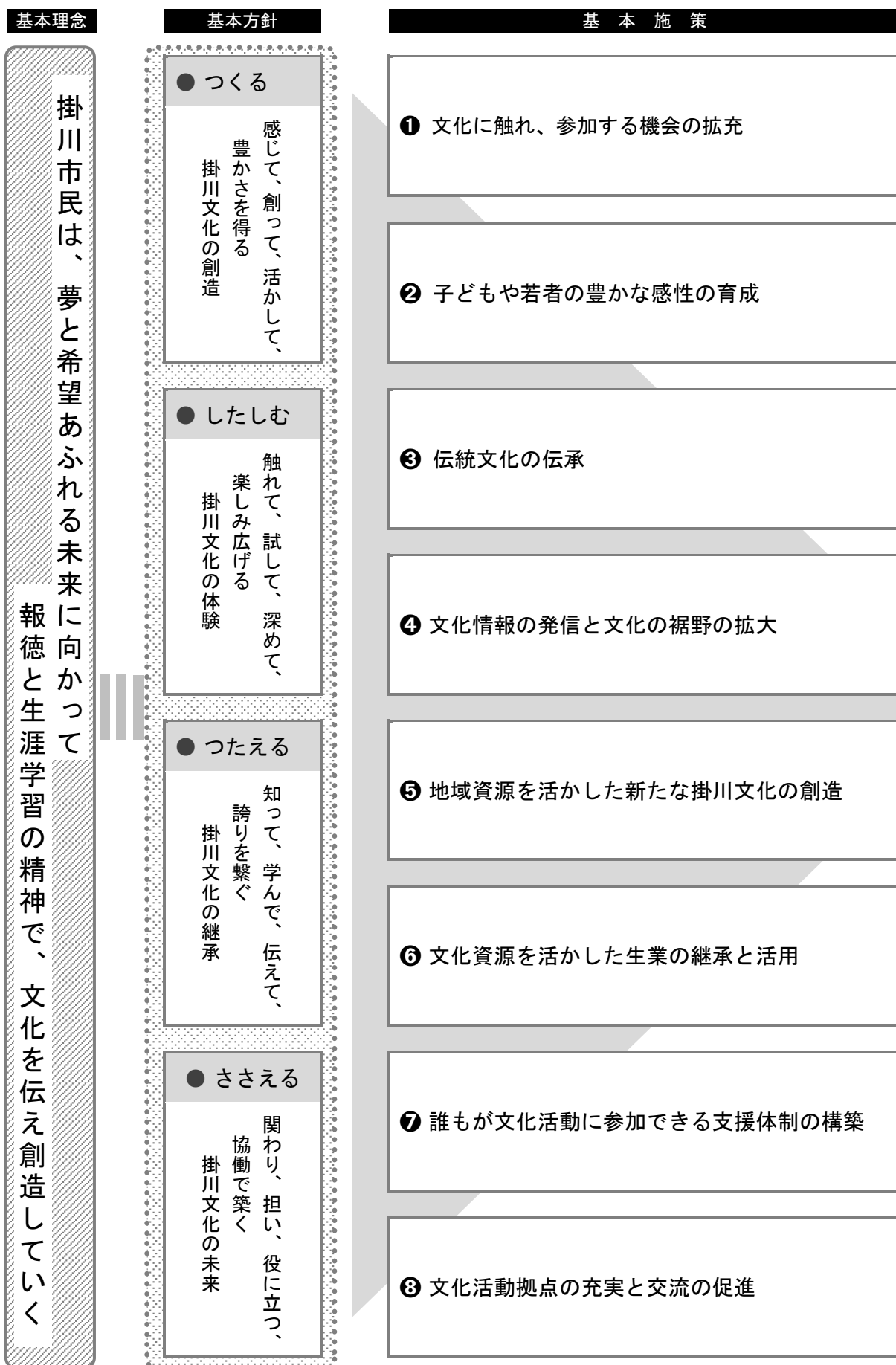
### 3 基本方針の考え方

4つの「基本方針」は相互に関連しており、方針に基づき「基本施策」を講じることで、「基本理念」の実現を目指すものです。



※4 Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

## 4 施策の体系



主 な 施 策		芸術文化	伝統文化	生活文化
1-1	文化に触れ、鑑賞する機会の充実	●		●
1-2	文化を学び、体験する機会の充実	●		●
1-3	成果を発表する機会の充実	●		●
2-1	文化を身近に感じる環境づくり	●	●	●
2-2	地域ぐるみの文化活動の推進		●	●
2-3	芸術文化を創造する人材の育成	●		
3-1	郷土芸能や伝統行事の担い手育成・支援	●	●	
3-2	伝統文化を学び、体験する機会の充実		●	
3-3	文化財や郷土芸能の保存・継承		●	
4-1	文化に関する情報の収集と発信	●	●	●
4-2	伝統的な衣・食・住の発掘と活用			●
4-3	デジタル技術による文化の保存・継承と活用		●	
5-1	歴史資源の保全と活用		●	
5-2	文化資源を活かした地域活性化事業の実施		●	
5-3	地域資源を活かしたコンテンツの開発		●	
6-1	生活文化を活かした産業振興と地域づくり			●
6-2	食と喫茶文化の継承と発展			●
6-3	文化によるシティプロモーションの推進	●	●	●
7-1	アートマネジメントの導入と整備	●		
7-2	企業メセナや市民ファンドの推進	●	●	●
7-3	文化活動を支援する体制の確立と強化	●	●	●
8-1	文化活動を行う拠点施設の整備	●		
8-2	文化活動を支援する人材の育成	●	●	●
8-3	文化活動を通じた多様な交流の促進	●		

基礎

〈行動〉 報徳の教え、生涯学習の理念  
 〈自然〉 小笠山、粟ヶ岳、遠州灘  
 〈歴史〉 神社・寺院、古墳、城、街道

## 第3章 施策の展開

本計画の定める「基本理念」を実現するために、文化政策の柱を4つの「基本方針」として設定し、8つの「基本施策」を展開するとともに、「主な施策」を示します。

### 1 基本施策

#### 基本施策 ① 文化に触れ、参加する機会の拡充

文化に関心を持つ市民が、日々の暮らしの中で文化を身近に感じられるよう、また、身近にある文化に気づくことで文化に関心を持つ市民がさらに増えるよう、文化に触れたり、試したりできる場と機会の充実に努めます。

##### 1-1 文化に触れ、鑑賞する機会の充実

- 市内全域を舞台にした「かけがわ茶エンナーレ」の開催により、身近な場所でアートに触れ、鑑賞する機会を創出するとともに、市の魅力発信、市民の誇りや愛着感（シビックプライド）の醸成、地域の活性化に繋がります。
- 年齢や障がいの有無、経済的な状況、居住地域等に左右されず、誰もが文化を享受することができるよう、病院や福祉施設への出前コンサートや地域密着型コンサートなど、アウトリーチ<sup>※5</sup>活動の充実に努めます。
- 掛川市ゆかりの若手音楽家による音楽会の開催など、公共施設を活用しながら、文化に触れる場を提供します。

##### 1-2 文化を学び、体験する機会の充実

- 自ら文化活動を行うきっかけとなるよう、地域生涯学習センター等における各種講座、ワークショップ<sup>※6</sup>の開催など、実際に文化を学び、体験する機会の提供や充実に努めます。
- 掛川市社会福祉協議会主催の教室や趣味クラブを通して、高齢者の生きがいづくり、ひいては健康寿命の延伸に寄与することを目指します。
- 本市が推進する「将棋によるまちづくり」の一環として、子どもから大人まで参加できる将棋大会を開催、初心者向け教室及びプロ棋士による指導対局会を実施します。

##### 1-3 成果を発表する機会の充実

- 創作意欲の向上を図るために、市民芸術祭やシニアクラブによる文化祭、文芸誌など、作品や活動の成果を発表する場や機会を設けます。また、活動の励みとなるよう、優秀作品の表彰や展示を行います。
- 若年層の文化活動への参加を促進するために、映像やデジタルによる作品を発表する機会や環境を整えます。
- 障がいのある人が創作活動を通して自己を表現し、その作品を発表することで、多様性を理解し認め合う社会の実現を目指します。

※5 Outreach、外に手を伸ばすことの意。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で使用される。

※6 Workshop、作業場、工房の意。現代では参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉として浸透している。ものづくり講座、音楽・演劇ワークショップなどもこれにあたる。



## 基本施策 ② 子どもや若者の豊かな感性の育成

掛川市の将来を担う子どもや若者が豊かな感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、特に子どもや若者を対象とした文化活動の充実と支援を行います。

### 2-1 文化を身近に感じる環境づくり

- 次代を担う子どもや若者が文化に親しみ、豊かな感性や人間性を育むため、成長に応じた文化教育や学習の環境づくりに努めます。
- 0歳児から楽しめるコンサートや、ブックスタート事業<sup>※7</sup>、おはなし会など、乳幼児期から文化に触れる機会の充実を図るとともに、親子でともに体験することを通して、良好なコミュニケーションやふれあいを創出します。

### 2-2 地域ぐるみの文化活動の推進

- 本市が掲げる「市民総ぐるみによる子どもの育成」のために、「中学校区学園化構想」における「地域学校協働活動」の一環として、学校運営協議会（コミュニティ・スクール<sup>※8</sup>）並びに子ども育成支援協議会が中心となった、地域と学校の連携による郷土学習やフィールドワーク、伝統行事への参加を推進します。
- 少子化対策や教員の働き方改革のみならず、専門的な指導を目指して、部活動の地域展開に取り組むとともに、「公認地域クラブ」の普及を推進します。

### 2-3 芸術文化を創造する人材の育成

- 身近なところで一流の芸術に触れる機会を創出するとともに、才能の開発や育成を支援するために、人間国宝（重要無形文化財保持者）等の講師による学校へのアウトリーチ講座を開催します。
- 文化施設などにおいて優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供することで、創造性に富んだ人材の育成を図ります。
- 地域に滞在しながら芸術家が作品制作を行うアーティスト・イン・レジデンス<sup>※9</sup>など、文化活動や団体を支援し、アーティストとの交流を通して、感性を刺激する創造的な学びの場を創出します。
- 若者の多様性や自立性を尊重し、文化活動を通して地域との繋がりを深めることで社会の一員としての意識を醸成するとともに、新しい文化を生み出す機会を創出するために、開かれた文化施設づくりや活動への支援、発表の場の充実を図ります。

※7 0歳児健診等の機会に、絵本と絵本に触れる体験をセットでプレゼントする活動のこと。

※8 学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

※9 国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な活動を通して作品制作やリサーチを行う機会を提供するもの。

## 基本施策 ③ 伝統文化の伝承

後世にも、地域の特色ある優れた文化を継承するため、文化遺産・自然遺産の保護・保全に努め、価値ある地域の文化資源に触れる機会を確保するとともに、継承する取組を支援します。

### 3-1 郷土芸能や伝統行事の担い手育成・支援

- 掛川市の風土や暮らしに根差した郷土芸能を後世に伝えるために、地域の祭りなど年中行事の担い手育成・支援に取り組みます。
- 指定文化財の保存・継承のために、伝統芸能等の保存伝承活動を行う団体を支援します。

### 3-2 伝統文化を学び、体験する機会の充実

- 伝統文化に対する関心を高め、理解を深めるために、伝統文化を学び、体験する機会の充実に取り組みます。
- 市内外へ向けて、その価値と魅力を発信することで、地域に対する誇りや愛着感を醸成します。
- 掛川市の歴史を学び、掛川文化をより深く学ぶ機会の充実に図ります。

### 3-3 文化財や郷土芸能の保存・継承

- 「掛川市文化財保存活用地域計画」（令和6年4月策定予定）に基づき、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、地域住民の理解・協力のもと、地域ぐるみで文化財を後世へ引き継いでいくことを目指します。
- 史跡の公有化及び整備を推進し、歴史を学習する場として積極的に活用します。
- 文化財に限らず、景観、食文化、暮らし、産業、技術等、「掛川らしさ」を構成するあらゆる文化を市独自の「かけがわ遺産」として、認定し、保存・継承するとともに、観光振興や交流人口の増加へ繋がります。

## 基本施策 ④ 文化情報の発信と文化の裾野の拡大

地域の価値ある文化資源に関する情報を充実し、特色ある地域文化の周知・拡大を推進します。さらに、地域の将来を担う子どもや若者が地域に誇りを感じ、郷土愛が醸成される取組を行います。

### 4-1 文化に関する情報の収集と発信

- 文化の裾野を広げることを目的として、市内で行われている文化活動やイベント、講座等の情報を収集、一元化するとともに、より多くの市民に届くよう、多様なメディアを活用した発信を行います。
- 文化芸術人材バンク「かけがわアーツ」の新規登録を促進し、アーティストや指導者を必要とする団体や個人とのマッチングを行うことで、事業運営のサポートを行います。
- 学問や芸術分野で活躍する「掛川の文化人」を広く紹介することで、市民の文化振興の機運を醸成するとともに、人材の活用と連携を図ります。

### 4-2 伝統的な衣・食・住の発掘と活用

- 葛布、深蒸し茶、いも汁、祭事、街道文化など、掛川の歴史と自然が育んだ衣・食・住の生活文化の価値を再確認し、後世へ伝えるとともに、観光や地域振興の資源として活用します。
- 「歴史的風致向上計画」に基づき、建造物と伝統的な活動が一体となった市街地の環境や景観の維持・向上につとめるとともに、本計画との連携のもと、郷土への愛着や誇りが育まれるよう、歴史まちづくりに取り組みます。
- 学校給食での郷土料理の提供や地元食材の使用、給食だよりによる全国各地の食文化の紹介など、食育を通じて子どもたちに生活文化を伝えます。
- 老舗の茶舗、酒造、割烹、菓子舗等の味を楽しむイベントの開催など、食文化の発信を行います。

### 4-3 デジタル技術による文化の保存・継承と活用

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式や、ICT<sup>※10</sup>社会へ対応するために、デジタル技術を活用した新しい文化芸術鑑賞コンテンツの普及を推進します。
- 文化財や郷土芸能を保存し、後世へ継承するために、郷土資料のデジタルアーカイブ<sup>※11</sup>化を推進します。
- 文化財や美術品をメタバース<sup>※12</sup>空間（仮想世界）に再現し、VR<sup>※13</sup>技術によりデジタル上で文化の体験や鑑賞ができるコンテンツの導入を検討します。

※10 Information and Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、IT に Communication (コミュニケーション) を加えた ICT の方が、国際的には定着している。

※11 デジタル技術を用いたアーカイブという意の造語。アーカイブ (archive) は、保存記録・保管所のことで、主に IT 用語として用いられる。

※12 コンピュータの中に構築された、3次元の仮想空間やそのサービスを指す。

※13 Virtual Reality の略。日本では「仮想現実」と呼ばれる。

## 基本施策 ⑤ 地域資源を活かした新たな掛川文化の創造

地域の優れた文化資源の魅力を再発見するとともに、それらを効果的に活用し、地域の活性化を図る取組を支援します。また、これまで培われてきた文化や地域資源を活用して、掛川らしい新たな文化の創造に取り組みます。

### 5-1 歴史資源の保全と活用

- 掛川三城をはじめとする歴史資源を適正に保全、管理し、それらを活用した観光の振興を図ります。
- 史跡調査及び史跡整備事業を実施するとともに、指定や未指定の文化財調査等を実施して、文化財の価値を明らかにした上で、その成果を広く市民に公開し、文化財の持つ魅力を周知します。
- 道徳と経済の調和がとれた社会づくりを目指す、報徳の教えを研究、継承し、報徳のまち掛川のイメージ戦略を展開します。

### 5-2 文化資源を活かした地域活性化事業の実施

- 掛川城周辺や市内の文化施設と、商店街や観光施設等との連携による誘客事業を継続し、交流人口の拡大と観光振興を図ります。
- 東海道や遠州横須賀街道など、街道に根付く文化や風習の継承を図るとともに、町並みを舞台とした「ちっちゃな文化展」の開催等によりその魅力を発信することで、地域の活性化に繋がります。

### 5-3 地域資源を活かしたコンテンツの開発

- ロゲイニング<sup>※14</sup>やウォークラリー、サイクリングなど、スポーツを楽しみながら歴史資源や観光施設を周遊するイベントを開催し、掛川市の魅力の再発見に繋がります。
- 天竜浜名湖鉄道のビュースポットなど、生活に根差した原風景、駅舎やプラットホーム、橋梁などの歴史的価値をあらためて発信します。

※14 ロゲイニング（Rogaining）は、野外において地図を読み解きながら制限時間内にルートを回り、そのタイムをチームで競い合うスポーツのこと。

## 基本施策 ⑥ 文化資源を活かした生業の継承と活用

文化資源と観光業等の他分野を連動して波及・相乗効果をもたらす取組を推進します。また、地域の文化価値をさらに高めるため、掛川文化の「ブランド化」を目指し、文化資源を有効活用した新たな産業の創出に努めます。

### 6-1 生活文化を活かした産業振興と地域づくり

- 約 150 年前から栄えた掛川の茶産業を持続的に発展させ、茶にまつわる文化、歴史、生活、景観の魅力を情報発信することにより、観光の振興、地域の魅力向上に繋がります。
- 遠州横須賀で生産される和食の基本調味料である「さしすせそ」など食品製造業の振興と、食文化の普及を図ります。
- 産業振興においても、SDGs や ESG<sup>※15</sup>（環境・社会・ガバナンス）の視点を取り入れ、豊かな生活文化の創造と持続可能な社会の実現を目指します。
- 掛川農業祭の開催等による生産者と消費者の交流を促進し、地場製品の魅力を伝えます。

### 6-2 食と喫茶文化の継承と発展

- 全国屈指の深蒸し茶の産地であり、生活習慣予防効果も注目されていることから、掛川茶のブランドイメージの確立と、喫茶文化の継承や普及を図ります。
- 趣向を凝らした茶会や煎茶会、T-1 グランプリなど、お茶を身近に楽しむことができる催し物を開催します。
- 「掛川市緑茶で乾杯条例」（平成 31 年 4 月 1 日施行）の周知と参加を推進し、「お茶で乾杯するまち・掛川づくり」を発信します。緑茶や緑茶を使用した飲料・酒類の消費拡大を図るとともに、新たな付加価値の創出やお茶文化の醸成を目指します。

### 6-3 文化によるシティプロモーションの推進

- かけがわ茶エンナーレにおいて、「茶文化創造」をテーマとした市民プログラムを実施することで、市内外へ掛川市の誇るべき茶文化を発信します。
- 報徳の教えや生涯学習の理念が根付く、歴史や文化が薫る豊かなまちとしてのブランドイメージを確立し、市内外へ発信します。

※15 環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取って作られた言葉。企業はこの3つの視点で取り組みを行うべきという考えが広く浸透してきている。

## 基本施策 ⑦ 誰もが文化活動に参加できる支援体制の構築

多くの市民が文化活動に参加できる環境と情報の充実、文化の多様性と文化の持続可能な開発への貢献、それらを支援する人材・団体等の育成とネットワークを強化します。

### 7-1 アートマネジメントの導入と整備

- 文化政策に基づく事業の実施にあたって、教育機関との連携した文化芸術活動の推進など、文化芸術と社会を繋ぐアートマネジメントの視点を取り入れます。
- アートマネジメント人材の育成及び活用に関する運営支援及び活動助成を行います。
- 市民が行う自主的な文化活動に対して、各種補助金・助成金の情報提供や申請方法等の助言を行い、支援を通じて市民や芸術家、文化芸術関連団体との効果的な連携と協働を図ります。

### 7-2 企業メセナや市民ファンドの推進

- 「掛川市がんばれふるさと寄附金」の活用により、教育または文化の振興及び人材の育成を図ります。
- 企業ミュージアムや資料館など、民間施設との連携を図ります。
- 地元企業による楽器の貸与など、企業の文化芸術支援（メセナ<sup>※16</sup>）による文化振興への取組を促進します。
- 企業メセナや市民ファンド、ガバメントクラウドファンディング<sup>※17</sup>など、資金面から文化芸術を支える仕組みを取り入れます。

### 7-3 文化活動を支援する体制の確立と強化

- 全国大会等に出場する個人・団体に対する大会参加費用の補助を行います。
- 「かけがわ文化未来塾」等を通して、市内で文化事業を行う団体の育成を支援します。
- 「文化芸術サポートセンター」を通して、イベントの企画立案・事業の運営方法、印刷物の制作・広報宣伝方法等への助言や、高い専門性に基ついたアドバイスや相談、マッチングなどの伴走支援を行います。

※16 メセナ（仏語：mécénat）は、企業が資金を提供して、文化・芸術活動を支援すること。

※17 自治体が行うクラウドファンディングのこと。自治体が課題可決のために、プロジェクトに共感した人から寄付を募る仕組み。クラウドファンディングは「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語。

## 基本施策 ⑧ 文化活動拠点の充実と交流の促進

市民の文化活動を推進するため、活動の拠点となる施設の環境整備に努めます。また、文化振興を中心的に担う組織を育成し、文化に係わる担い手や施設等の情報・ネットワークの拠点整備を図ります。

### 8-1 文化活動を行う拠点施設の整備

- 既存の文化施設の適正な管理を行うとともに、市民ニーズに合った事業展開を図ります。
- 公演や展示等における多言語対応や障がい者への配慮（字幕、手話、音声等）を行うなど、文化施設のバリアフリー化を促進します。
- 文化施設の予約システムの改善や文化芸術関連情報の一元化など、利用しやすい施設を目指します。
- 「文化芸術サポートセンター」を通して市内の文化施設・資源・人などをネットワーク化し、効果的な活用や情報発信を行います。

### 8-2 文化活動を支援する人材の育成

- 高齢者をはじめとする幅広い年代の豊富な知識や経験を活かし、講師や指導者としての活躍を促進します。
- 美術館活動（解説、美化、広報等）を支えるミュージアムサポーター制度の周知を図り、会員増加を促進します。

### 8-3 文化活動を通じた多様な交流の促進

- 全国報徳研究市町村協議会に加盟する 17 自治体が会する「全国報徳サミット」への参加を通じて、県内外の市町村や団体等との文化交流を促進します。
- 海外姉妹都市のユージン市・コーニング市（アメリカ合衆国）、<sup>フェンソングン</sup>横城郡（大韓民国）、ペーザロ市（イタリア共和国）、国内姉妹都市の岩手県奥州市との交流を通して互いの文化を学び、グローバルな視野を持つ人材の育成を図ります。
- 多文化共生社会の実現を目指して、日本語教室やインターナショナルフェアの開催を支援するとともに、文化活動を通じた国際交流を促進します。
- 市内小中学校等が集う音楽会を開催し、学級内あるいは学校間の親睦を図ります。

## 2 重点プロジェクト

本計画を推進するにあたり、より実効力、波及力のある事業を展開するために、計画期間内に取り組む3つの「重点プロジェクト」を掲げます。

重点プロジェクトは、施策体系の各分野を横断しており、戦略的、重点的に取り組むものです。

### 重点プロジェクト 1

## いろいろ応援 プロジェクト

#### ■プロジェクトの目的

市民が自発的に取り組む文化活動や、文化芸術関連団体に対して、様々な側面から支援を行います。

#### ■プロジェクトの概要

文化に関する団体や人材のマッチング、各種補助金・助成金の申請アドバイス等を通じて文化活動の支援を行います。また、高い専門性を有する伴走支援機能の強化を図ります。



#### ■具体的な取組

「文化芸術サポートセンター」の設置	主な施策
・「文化芸術サポートセンター」を通して市内の文化施設・資源・人などをネットワーク化し、効果的な活用や情報発信を行う。	7-3, 8-1
伴走支援機能の強化	主な施策
・文化芸術関連団体への活動支援（補助金）や事業企画などへのアドバイスを、団体に伴走しながら実施する。	7-1, 7-2 7-3, 8-1
「かけがわアーツ」の充実	主な施策
・文化芸術人材バンクとして、アーティスト、指導者と市民を結びつけ、文化活動の支援を行う。	4-1, 7-3 8-1, 8-2



# あちこちアート プロジェクト

## ■プロジェクトの目的

誰もが身近なところで気軽に文化に触れることができるよう、日常空間の中でアートや音楽を楽しむ機会や場の充実を図ります。

## ■プロジェクトの概要

それぞれの地域の特色にあわせたアートコンテンツを展開し、市内全体のミュージアム化を図ることで、どこでもアートに触れることができる環境を創出します。

また、観光、まちづくり、福祉、教育など、多様な分野と連携・協力することで、様々な場面で文化と出会う機会を提供します。



## ■具体的な取組

「かけがわ茶エンナーレ」の開催	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>掛川の特産であるお茶とアートを融合させた地域芸術祭を開催する。</li> <li>市民の参画、参加によって、美術、音楽、舞台芸術などのアートと触れ合う機会をつくる。</li> </ul>	1-1, 2-3 4-1, 6-2 6-3

アーティスト・イン・レジデンスの支援	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>アーティストの市内での滞在制作活動を支援する。</li> <li>アーティストと市民の交流により、作品創作の現場に触れる機会を創出する。</li> </ul>	1-1, 2-3

アウトリーチ活動の継続	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や福祉施設などへアーティストが赴き、音楽コンサートや茶道体験などを行う。</li> <li>アーティストが赴くことで、普段、文化・芸術に触れることが少ない市民の体験の機会を増やす。</li> </ul>	1-1, 2-3

## あれこれ発信 プロジェクト

### ■プロジェクトの目的

市の文化や資源に関する情報を広く収集・発信することで、文化活動を行う人口の増加を図るとともに、「掛川文化」の魅力を外内に伝えます。

### ■プロジェクトの概要

デジタル技術を活用した文化財や伝統芸能のアーカイブ化と鑑賞コンテンツの開発、提供により、次の世代へ文化を継承します。また、後世へ伝えたい掛川の宝（人、風習、産業、景観、建造物等）の情報を登録、発信することで、郷土に対する誇りを醸成します。



### ■具体的な取組

デジタル技術の活用	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財や美術品等のデジタルアーカイブ化を行う。</li> <li>AR や VR 技術を活用した新しい鑑賞コンテンツや歴史体験プログラムの開発、普及を行う。</li> <li>文化芸術イベントのオンライン開催など、感染症の拡大状況等に左右されない芸術鑑賞の場を創出する。</li> </ul>	1-3, 4-3

「かけがわ遺産」の認定	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>後世へ引き継ぐべき掛川の宝（人、風習、産業、景観、建造物等）の情報を登録し、発信する。</li> </ul>	3-3, 4-2 5-1, 5-2

文化芸術情報の発信	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で行われるイベントなどの文化活動情報を収集、一元化し、様々なメディア、SNS を活用し、広く情報を届ける。</li> </ul>	4-1, 6-3

## 第4章 計画の推進に向けて

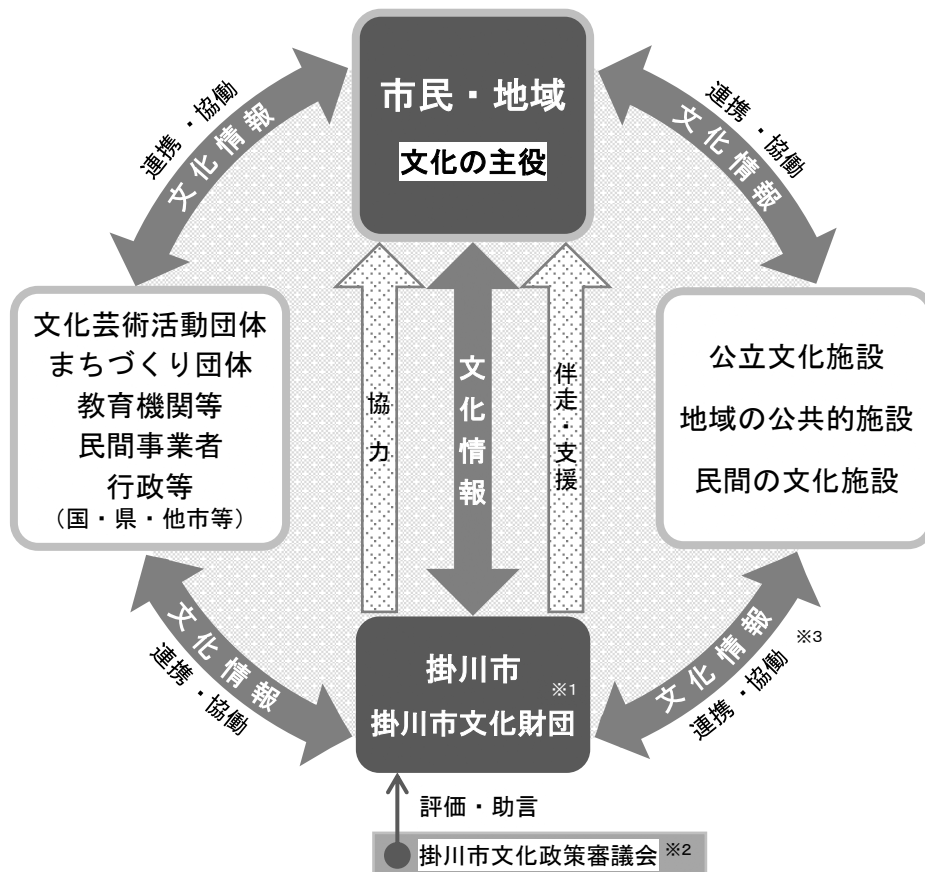
### 1 計画の推進体制

文化の主役は市民であることから、行政は市民とともに本計画を推進していきます。

市民をはじめとする様々な文化の担い手や施設等が文化に関する情報を共有しながら連携し、それぞれが主体的に関わりながら、協働して効果的に施策を推進していきます。

掛川市は、公益財団法人掛川市文化財団とともに、本計画のマネジメント役となり、計画推進のネットワークをつくり、文化の主役である市民や地域による文化活動の協力、支援にあたります。

#### ■推進体制のイメージ



※1 公益財団法人 掛川市文化財団

公の文化施設等の効率的な管理運営を行うとともに、地域文化の振興事業を行い、生涯学習の推進役として、掛川市の出捐により設置された公益財団法人

※2 掛川市文化政策審議会

文化振興施策に対する評価や計画進行への助言を行う専門家による組織

※3 連携・協働

連携：文化に係わる担い手や施設等がそれぞれ役割分担しながら関わり合うこと  
協働：文化に係わる担い手や施設等が主体的に対等な立場で関わり合うこと

## 2 推進主体の役割

本計画の実効ある推進を図るため、計画の推進主体である市民・地域、掛川市、公益財団法人掛川市文化財団、文化芸術活動団体、まちづくり団体、教育機関等、民間事業者、行政等には、次のような役割が期待されます。

### ① 市民・地域【文化の主役】

文化の主役として、鑑賞・体験する人、創作・表現する人、伝える人、支える人など、市民一人ひとりが様々な役割を担います。

- 様々な文化に触れる機会を利用して、積極的に鑑賞や体験をします。
- 文化を創造する担い手として、主体的に創作・表現をします。
- 地域の特徴的な伝統文化や生活文化を、価値ある文化資源として大切にし、後世へ伝えます。
- 文化活動の企画や運営にスタッフやボランティアとして積極的に参加し、文化活動を支えます。
- 文化の主役として、市の文化振興施策に対して、積極的に提言します。
- シニアクラブ等の活動を通じて仲間をつくり、文化を学び、表現することで、心豊かな生きがいのある毎日を過ごすとともに、豊富な知識や経験を次世代に伝えます。

### ② 掛川市

市の文化振興のマネジメント役として、文化振興計画に基づく事業を実施するとともに、市民ニーズや社会状況に合わせた適切な進捗管理を行います。

- 市の文化振興に関する施策の体系を整理し、全庁的に文化を振興する体制づくりや、文化活動に取り組みやすい基盤づくりを総合的に進めます。
- 文化振興に関する市民ニーズの把握と施策の評価を行います。
- 掛川市文化政策審議会の助言を受け、計画等の適切な見直しと推進を行います。

### ③ 公益財団法人 掛川市文化財団

掛川市の文化振興の推進主体として、文化全般に関する施策を推進し、文化を支える様々な担い手が活動しやすい環境づくりを進めます。

- 地域文化の振興を担う公益財団法人として、良質な文化芸術プログラムの提供と、幅広い情報発信を行います。
- 地域の文化のコーディネーターとして、文化に係る施設や担い手をつなぎ、活発な文化活動を支援します。
- 施設や担い手のネットワークを活かし、市民の意見を幅広く集め、プログラムの提供や計画の策定等に活用します。

## ④ 文化芸術活動団体

市民の文化活動を支える場として、市民の創作・発表等の能動的な活動機会を提供するとともに、文化を通じた交流・仲間づくりを促進します。

- 掛川市文化協会は、所属団体のアウトリーチ活動（出前講座等）等の活性化や新規団体の育成等に向けた支援機能を強化します。
- 専門家や指導者等は、創作・発表により市民が芸術のすばらしさを感じる機会を創出するとともに、市民が文化に親しむ機会を提供したり、担い手を育成したりします。
- 施設管理運営者は、管理する施設の適切かつ効率的な維持管理・有効活用、活動団体や専門家等と連携・協働に基づいた鑑賞や体験プログラムの充実、情報発信など、ハード・ソフト両面において良質な文化事業を提供します。

## ⑤ まちづくり団体

地区まちづくり協議会や市民活動団体・NPO等が中心となり、生涯学習によるまちづくりを推進します。

## ⑥ 教育機関等

子どもや若者が豊かな感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、文化活動の場を積極的に提供します。

- 学校カリキュラムにおける芸術文化教育のほか、専門機関によるアウトリーチ講座などを積極的に活用し、文化に触れる機会を拡充します。
- 地域の伝統文化や生活文化を学ぶ機会を充実し、地域への誇りを醸成します。

## ⑦ 民間事業者

社会貢献活動の一環として、企業メセナをはじめとする地域の文化活動を支援します。

- 各事業者の独自性、組織力、情報発信力などを活用した、柔軟な視点での支援が期待されます。
- 文化資源を活用した新たな商品・サービスを開発・提供し、産業・観光分野の可能性を広げ、経済活動へ繋がります。

## ⑧ 行政等(国・県・他市等)

各担い手との連携を図りながら、文化振興の施策の展開を支援します。

### 3 施設の役割

計画の推進にあたり、公立文化施設、地域の公共的施設、民間の文化施設には、文化を広げ、活動の拠点や芸術作品の鑑賞の場等として、次のような役割が期待されます。

#### ① 公立文化施設

##### 掛川市における文化振興の拠点となる施設

ホール : 生涯学習センター、文化会館シオーネ、美感ホール、大須賀中央公民館  
美術館・資料館 : 二の丸美術館、ステンドグラス美術館、埋蔵文化財センター、大須賀歴史民俗資料館、吉岡彌生記念館  
歴史文化施設 : 掛川城天守閣・御殿・二の丸茶室、竹の丸、日坂宿、清水邸庭園・湧水亭、松ヶ岡（旧山崎家住宅）  
図書館 : 中央図書館、大東図書館、大須賀図書館

- ホールは、文化芸術を継承・創造・発信する場であり、市民が集い、市民に感動と希望をもたらし、市民の創造性を育む拠点としての役割を果たします。  
また、文化芸術活動を通して社会参加の機会を開く社会包摂機能や、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能としての役割も担います。
- 美術館等は、優れた芸術作品の鑑賞機会と創造的な活動の場の提供を行うとともに、地域の貴重な文化資料を収集・保管・調査研究し、市民が広く文化に触れ、学習する場としての役割を果たします。
- 歴史文化施設は、後世に継承すべき貴重な資料を保存・調査研究し、歴史を学習する場であるとともに、市民の郷土に対する愛着や誇りを育み、まちの品格を高める役割を果たします。
- 図書館は、文化に関連する知識を学習する場であるとともに、公共スペースを利用した市民の文化活動の場、文化情報を発信する場としての役割を果たします。

#### ② 地域の公共的施設

##### 地域における文化振興の拠点となる施設

地域生涯学習センター、地区センター、公会堂など

- 市民が身近に文化に親しむ場、地域文化を通じたコミュニケーションの場、さらに、各地域における地域文化の伝承の場としての役割を果たします。

#### ③ 民間の文化施設

##### 民間の文化振興及び観光振興の拠点となる施設

大日本報徳社、資生堂アートハウス、ねむの木こども美術館など

- 民間の文化施設は、それぞれの特長を生かした優れた芸術作品や質の高い文化資源により、市民が良質な文化に触れる機会を提供します。

## ■掛川市の文化関連施設

名 称	所在地	施設内容
<b>① 公立文化施設</b>		
<b>ホール</b>		
掛川市生涯学習センター	御所原 17 番 1 号	ホール、催物広場、ギャラリー 等
掛川市文化会館シオーネ	大坂 7373 番地	大小ホール、野外ステージ、稽古場 等
掛川市美感ホール	亀の甲 1 丁目 13 番 7 号	多目的ホール、リハーサル室兼会議室
大須賀中央公民館	西大淵 145 番地	ホール、会議室、和室、調理室 等
<b>美術館・資料館</b>		
掛川市二の丸美術館	掛川 1142 番の 1	美術館
掛川市ステンドグラス美術館	掛川 1140 番の 1	美術館
掛川埋蔵文化財センター	千羽 986 番地	博物館
大須賀歴史民俗資料館	大淵 6881 番地の 2	資料館
掛川市吉岡彌生記念館	下土方 474 番地	記念館
<b>歴史文化施設</b>		
掛川城天守閣・御殿・二の丸茶室	掛川 1138 番の 24	天守閣、御殿、茶室、庭園
竹の丸	掛川 1200 番の 1	近代和風建築
日坂宿（川坂屋、萬屋、藤文）	日坂 149、35、89 番地	旅籠屋、土蔵、常夜灯、高札場跡 等
清水邸庭園・湧水亭	西大淵 5298 番地の 2	茶室、庭園
松ヶ岡（旧山崎家住宅）	南西郷 838 番地	主屋、長屋門、土蔵、中門、庭園 等
<b>図書館</b>		
掛川市立中央図書館	掛川 1148 番の 1	図書館
掛川市立大東図書館	大坂 7152 番地	図書館
掛川市立大須賀図書館	西大淵 63 番地の 2	図書館
<b>② 地域の公共的施設</b>		
22 世紀の丘公園 コミュニティセンター たまり～な	満水 1652 番地	研修室、工作室、多目的ホール、和室 等
プラザ大須賀（掛川南部観光案内処）	西大淵 4334 番地	ギャラリー、ホール
原泉地域立 森の都 さくら咲く学校	萩間 423 番地	体育館、グラウンド、教室、家庭科室 等
第一小地域生涯学習センター	掛川 1108 番地の 1	会議室、調理室、和室、事務室 等 （掛川第一・第二地区まちづくり協議会）
中央小地域生涯学習センター	下俣 80 番地	会議室、調理室、和室、事務室 等 （掛川第三地区まちづくり協議会）
城西区公会堂	城西 1 丁目 6 番 5 号	（掛川第四地区まちづくり協議会）
掛川第五地域生涯学習センター	大池 438 番地の 1	ホール、講習室（兼調理室）、和室 等 （掛川第五地区まちづくり協議会）
南郷地域生涯学習センター	上張 192 番地の 1	多目的ホール、調理室、和室 等 （南郷地区まちづくり協議会）
西南郷地域生涯学習センター	久保 2 丁目 3 番 1 号	多目的ホール、調理室、和室 等 （西南郷地区まちづくり協議会）
上内田地域生涯学習センター	上内田 931 番地の 2	会議室、研修室、調理室、和室 等 （上内田地区まちづくり協議会）
西山口地域生涯学習センター	成滝 147 番地の 1	会議室、和室、サロン風ロビー 等 （西山口地区まちづくり協議会）
東山口地域生涯学習センター	逆川 1012 番地の 2	ホール、調理室、和室、事務室 等 （東山口地区まちづくり協議会）

名 称	所在地	施設内容
日坂地域生涯学習センター	大野 1 番地の 3	会議室、和室、調理室、事務室 等 (日坂地区まちづくり協議会)
東山地域生涯学習センター	東山 1265 番地の 1	ホール、会議室、調理室、事務室 等 (東山地区まちづくり協議会)
粟本地域生涯学習センター	初馬 857 番地の 1	ホール、会議室、和室 等 (粟本地区まちづくり協議会)
葛ヶ丘会館	葛ヶ丘 2 丁目 10 番 2 号	(葛ヶ丘地区まちづくり協議会)
城北地域生涯学習センター	城北 2 丁目 12 番 2 号	会議室、和室、調理室、ロビー 等 (城北地区まちづくり協議会)
倉真地域生涯学習センター	倉真 3808 番地の 1	会議室、研修室、調理室、和室 等 (倉真地区まちづくり協議会)
西郷みらい館	上西郷 2622 番地	(西郷地区まちづくり協議会)
原泉地域生涯学習センター	萩間 423 番地	会議室、事務室、給湯室 等 (原泉地区まちづくり協議会)
原田地域生涯学習センター	原里 1623 番地	会議室、調理室、和室、サロン 等 (原田地区まちづくり協議会)
原谷地域生涯学習センター	本郷 806 番地の 1	会議室、調理室、和室、ロビー 等 (原野谷地区まちづくり協議会)
桜木地域生涯学習センター	下垂木 1472 番地の 1	談話室、調理室、和室 等 (桜木地区まちづくり協議会)
桜木ホール (桜木地域生涯学習センター別館)	下垂木 1270 番地の 2	ホール
和田岡地域生涯学習センター	吉岡 271 番地の 5	研修室、和室、調理室、事務室 等 (和田岡地区まちづくり協議会)
曾我地域生涯学習センター	領家 373 番地の 1	研修室、調理室、和室、ロビー 等 (曾我地区まちづくり協議会)
千浜農村環境改善センター	千浜 4002 番地	ホール、調理室、ボランティア室、視聴覚室 等 (千浜地区まちづくり協議会)
大東市民交流センター (大東支所)	三俣 620 番地	ホール、印刷室、市民活動スペース 等 (睦浜地区まちづくり協議会)
産業交流プラザ	大坂 2882 番地	(大坂地区まちづくり協議会)
大東北公民館	下土方 267 番地の 1	集会室、会議室、調理室、図書室 等 (土方地区まちづくり協議会)
佐東公民館	中方 573 番地の 1	(佐東地区まちづくり協議会)
中地区コミュニティ防災センター	中 3891 番地の 1	(中地区まちづくり協議会)
大須賀市民交流センター (大須賀支所)	西大淵 100 番地	ホール、印刷室、市民活動スペース 等
大須賀支所南館	西大淵 97 番地	(大須賀第一・第二・第三地区協議会)
大淵農村環境改善センター アイク	大淵 6881 番地の 2	ステージ付ホール、会議室、調理室 等 (大淵地区まちづくり協議会)
西郷地域生涯学習センター	西郷 2613 番地の 1	会議室、調理室、和室、ロビー 等
上土方コミュニティセンター	入山瀬 325 番地	
菊浜集落センター	菊浜 406 番地の 2	
大須賀中央公民館	西大淵 145 番地	ホール、会議室、調理室、和室 等
山崎農村環境改善センター	山崎 1510 番地	多目的ホール、会議室、調理室 等
<b>③ 民間の文化施設</b>		
大日本報徳社 (大講堂、仰徳記念館、冀北学舎)	掛川 1176 番地	大講堂、正門、仰徳記念館、仰徳学寮、 冀北学舎、淡山翁記念報徳図書館
資生堂企業資料館・アートハウス	下俣 751 番地の 1	資料館、美術館
ねむの木こども美術館	上垂木 3399 番地の 1	美術館、文学館
河井弥八記念館	上張 192 番地の 1	記念館
浮世絵美術館 夢灯	佐夜鹿 298 番地の 2	美術館
茶の蔵かねも ティーカルチャーホール	掛川 70 番地	多目的ホール



## 参考資料

---

# 1 市民意識調査結果

## (1) 調査概要

### ① 調査方法

- 調査名：掛川市民に対する文化・芸術に関する市民意識調査
- 調査対象：掛川市在住の20歳以上の男女 2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査期間：令和3年10月21日（木）～11月10日（水）
- 調査方法：郵送調査・自記式アンケート

### ② 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 票	778 票	38.9%

### ③ 調査結果の見方

- ・比率はすべてパーセント表示とし、小数点第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が100.0%にならない場合があります。
- ・母数となるべき実数は、回答者数として示しています。複数回答が可能な設問についても、比率算出の母数は回答者数とし、それぞれの選択肢の支持率を算出しています。
- ・表中の「n」は、設問の回答対象となる人数を表しています。
- ・表中の「SA」は「シングルアンサー（単回答）」、「MA」は「マルチアンサー（複数回答）」を表しています。
- ・MAの集計表及びグラフは、調査票の選択肢順ではなく降順に並べ替えをしています。MAのグラフでは、無回答については表記していません。

### ④ 回答者の属性

単位：% 括弧内は実数

性別		
男性 45.2 (352)	女性 54.6 (425)	その他 0.0 (0)
年代		
20代 8.9 (69)	30代 14.4 (112)	40代 16.5 (128)
50代 18.5 (144)	60代 21.6 (168)	70代以上 19.8 (154)
居住地域（区域）		
掛川 75.4 (587)	大東 16.3 (127)	大須賀 7.8 (61)
職業		
勤め人 37.8 (294)	契約社員・パート・アルバイト 21.6 (168)	
自営業 11.7 (91)	家事専業主夫(主夫)・家事手伝い 11.1 (86)	
大学生・専門学校生等 1.4 (11)		
無職 14.7 (114)	その他 0.5 (4)	
家族構成		
単身世帯 6.9 (54)	二世帯世帯 45.8 (356)	三世帯世帯 17.6 (137)
その他 1.7 (13)		

## (2) 調査結果（抜粋）

### 文化・芸術の鑑賞や活動について

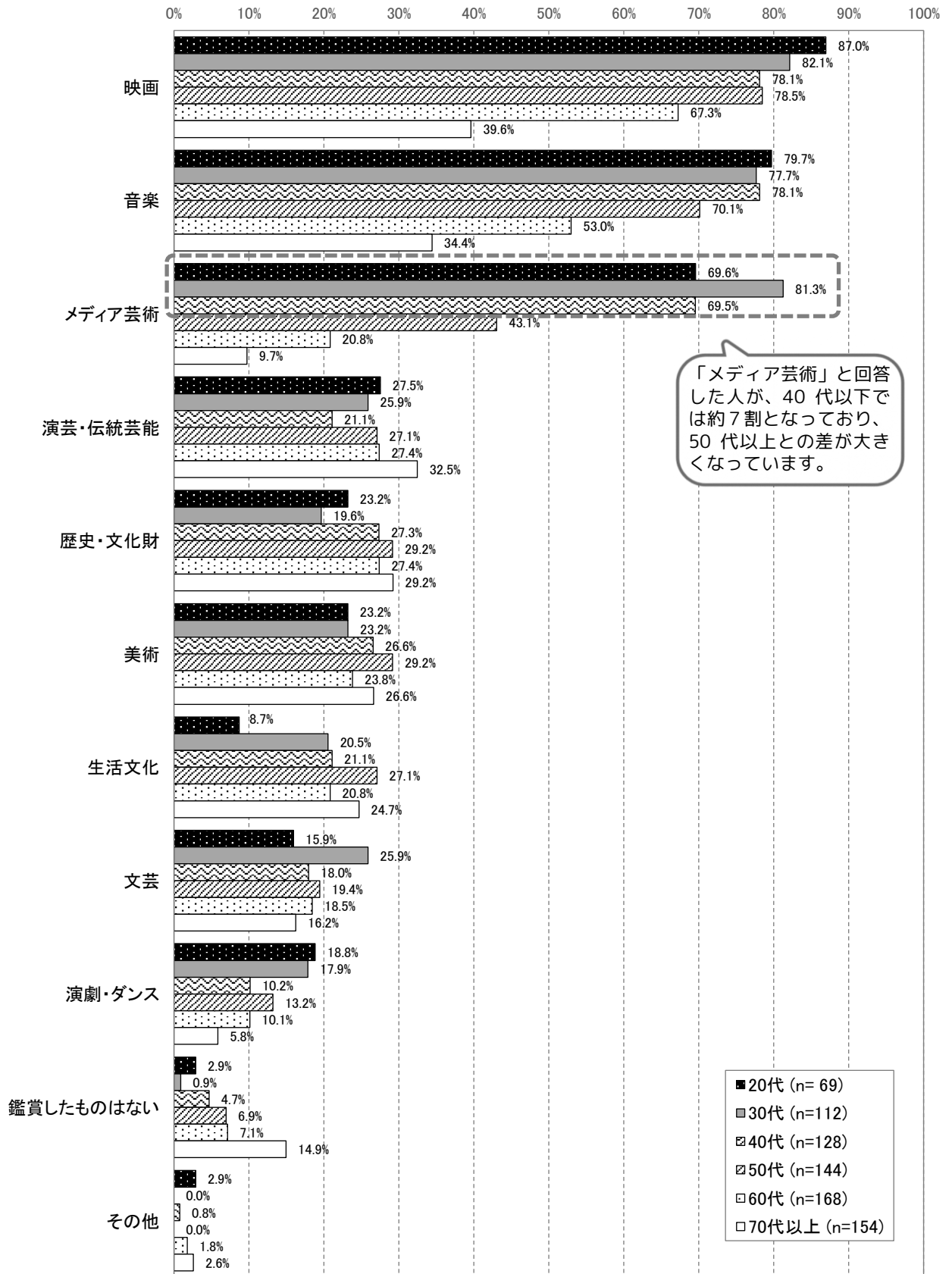
問 あなたが昨年1年間に、メディア（テレビ、インターネット、DVD、電子・紙媒体書籍等）を通して鑑賞した文化・芸術はどれですか。（あてはまるものすべてに○）

#### ■単純集計

項目 (MA, n=778)	回答数	割合	
映画	540	69.4%	69.4%
音楽 (ポピュラー、クラシック、伝統音楽など)	487	62.6%	62.6%
メディア芸術 (アニメ、ゲーム、漫画など)	340	43.7%	43.7%
演芸・伝統芸能 (落語、漫才、歌舞伎、能、祭の神事など)	210	27.0%	27.0%
歴史・文化財 (建造物、遺跡、古文書、近代産業遺産など)	208	26.7%	26.7%
美術 (絵画・版画・彫刻、写真、工芸、書道など)	200	25.7%	25.7%
生活文化 (お茶、生け花、手芸、盆栽・園芸、囲碁・将棋など)	169	21.7%	21.7%
文芸 (短歌、俳句、詩、小説など)	148	19.0%	19.0%
演劇・ダンス (オペラ、ミュージカル、人形劇、バレエ、舞踊など)	92	11.8%	11.8%
鑑賞したものはない	55	7.1%	7.1%
その他	10	1.3%	1.3%
無回答	9	1.2%	1.2%
回答者数	778		

○昨年1年間にメディアを通して鑑賞した文化・芸術は、調査全体では、「映画」69.4%、「音楽」62.6%、「メディア芸術」43.7%の順となりました。

■クロス集計 [年代別]



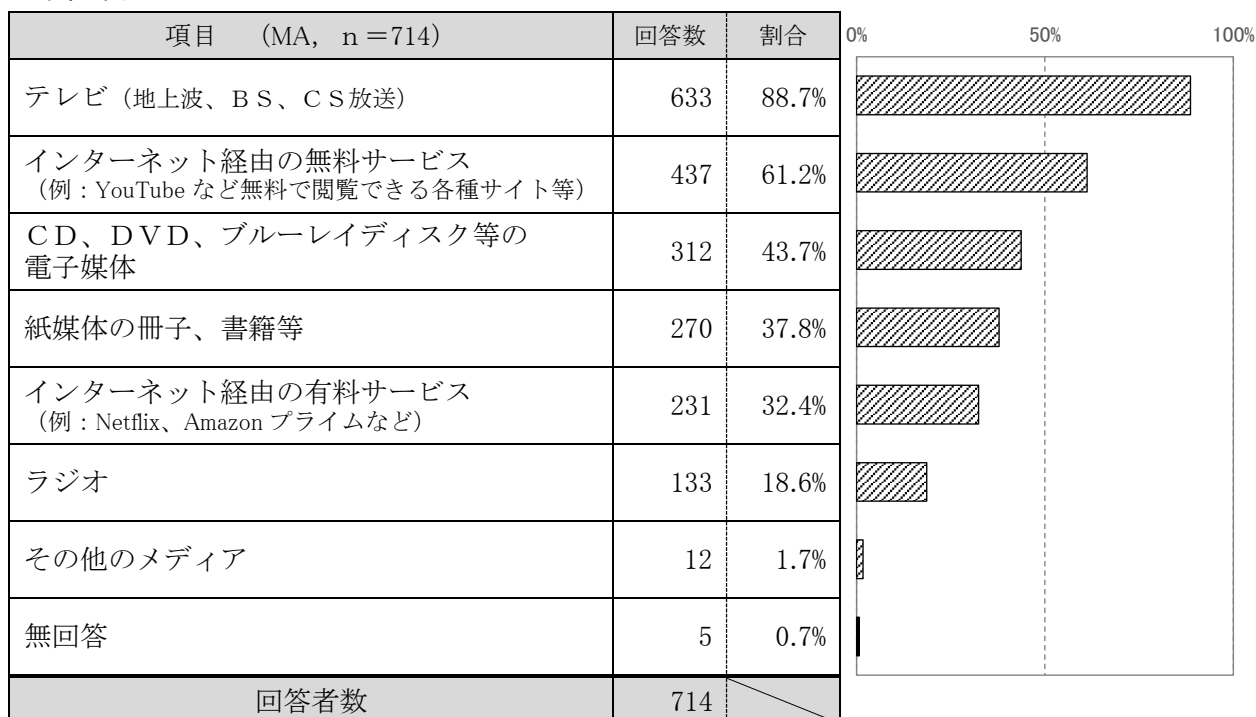
○年代別でみると、「音楽」、「映画」は年代が若いほど高くなる傾向にあります。「メディア芸術」は40代以下で高く、特に30代では81.3%にのびます。「美術」、「演芸・伝統芸能」、「生活文化」、「歴史・文化財」などは年代間で大きな差はみられません。

[メディアを通して文化・芸術を鑑賞したと答えた方のみ]

問 どのようなメディアを活用して鑑賞しましたか。

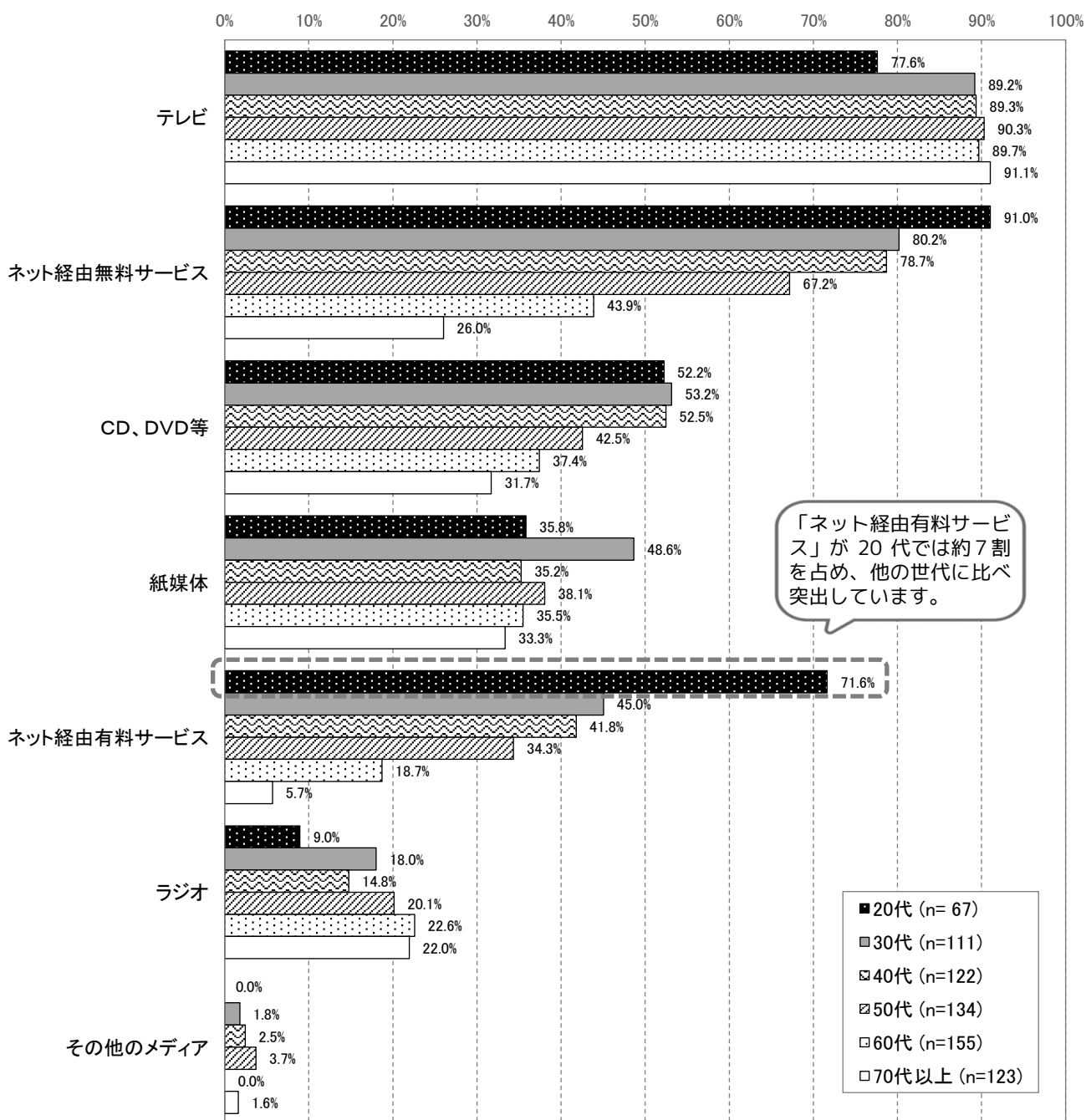
(あてはまるものすべてに○)

■単純集計



○鑑賞にあたって利用したメディアとしては、該当者全体で「テレビ」が 88.7%と最も高く、次いで「インターネット経由の無料のサービス、手段」61.2、「CD、DVD、ブルーレイディスク等の電子媒体」43.7%の順となりました。

■クロス集計 [年代別]

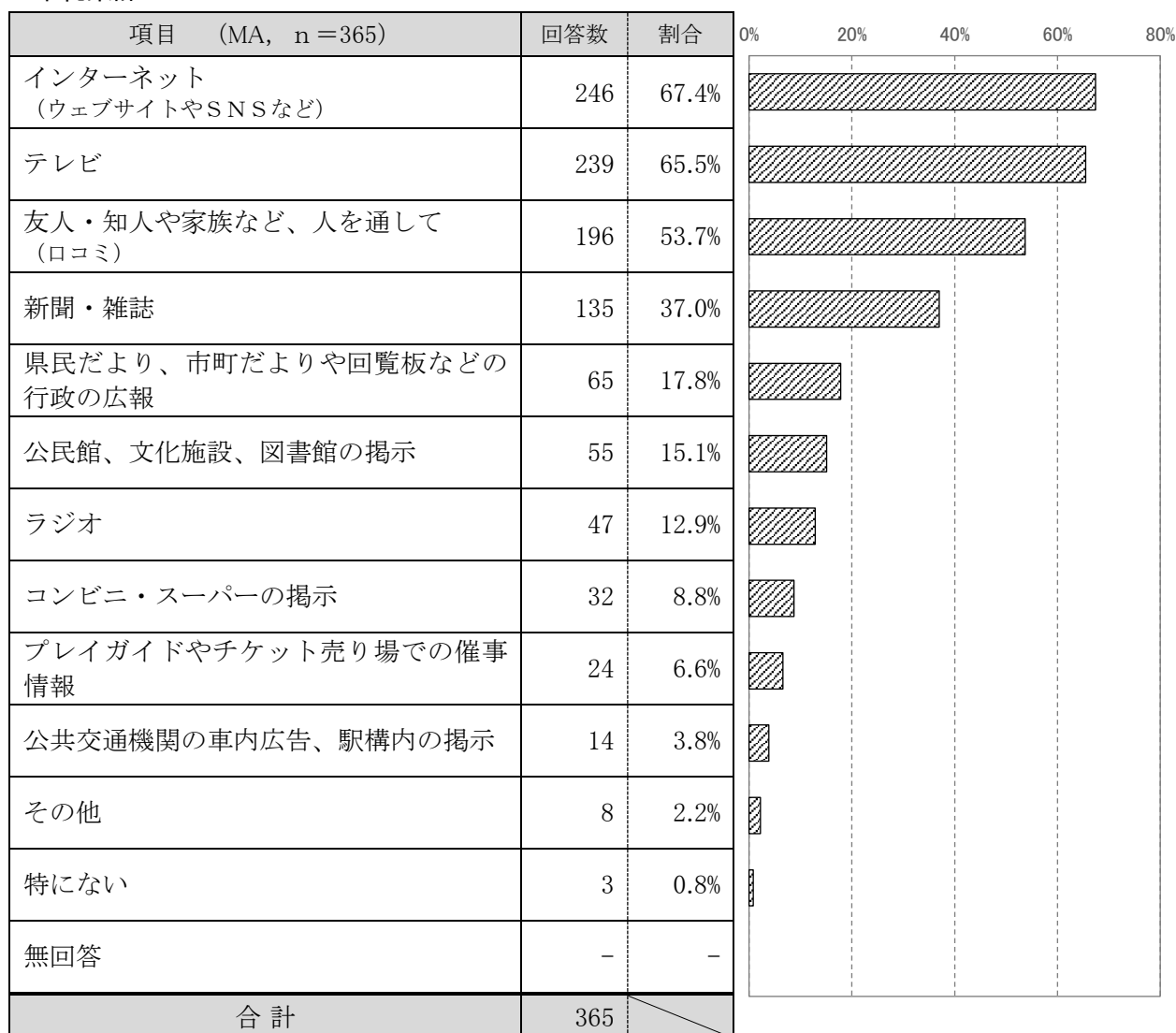


○年代別でみると、「テレビ」は幅広い年代で利用されており、「CD、DVD、ブルーレイディスク等の電子媒体」、「インターネット経由の有料のサービス、手段」、「インターネット経由の無料のサービス、手段」などは特に 50 代以下で利用率が高くなっています。

[文化・芸術を直接鑑賞したと答えた方のみ]

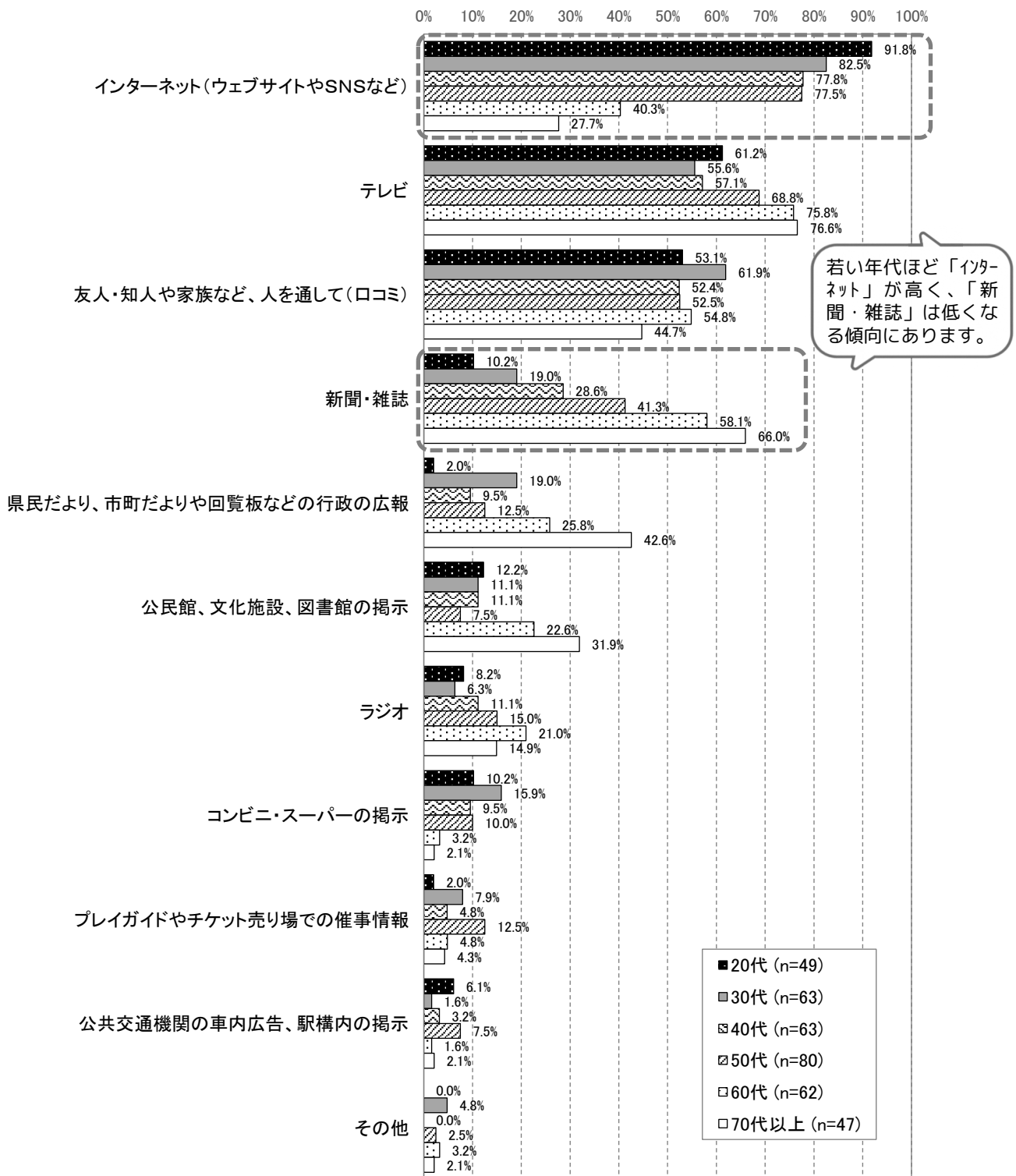
問 あなたは、直接鑑賞する機会の情報を入手するために、現在どのようなもの  
(媒体・手段) を利用していますか。  
(あてはまるものすべてに○)

■単純集計



○直接鑑賞したことがある方に情報入手手段を聞いたところ、該当者全体では「インターネット」が 67.4%と最も高く、次いで「テレビ」65.5%、「友人・知人や家族など、人を通して」53.7%となりました。

■クロス集計 [年代別]



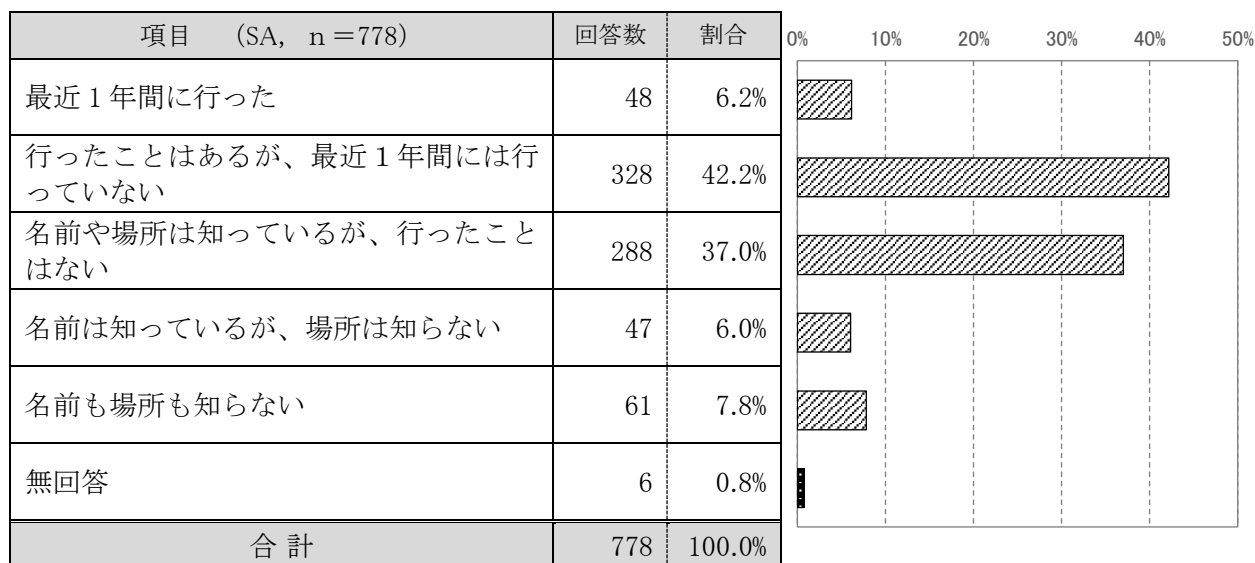
○年代別でみると、「インターネット」は若い年代ほど高く、50代以下では7割以上にのぼっています。また「テレビ」、「新聞・雑誌」、「県民だより、市町だよりや回覧板などの行政広報」、「公民館、文化施設、図書館の掲示」は特に60代以上で高い数値となっています。



## 掛川市の文化施設等について

問 あなたは、「掛川市二の丸美術館・ステンドグラス美術館」に行ったことがありますか。 (〇はひとつ)

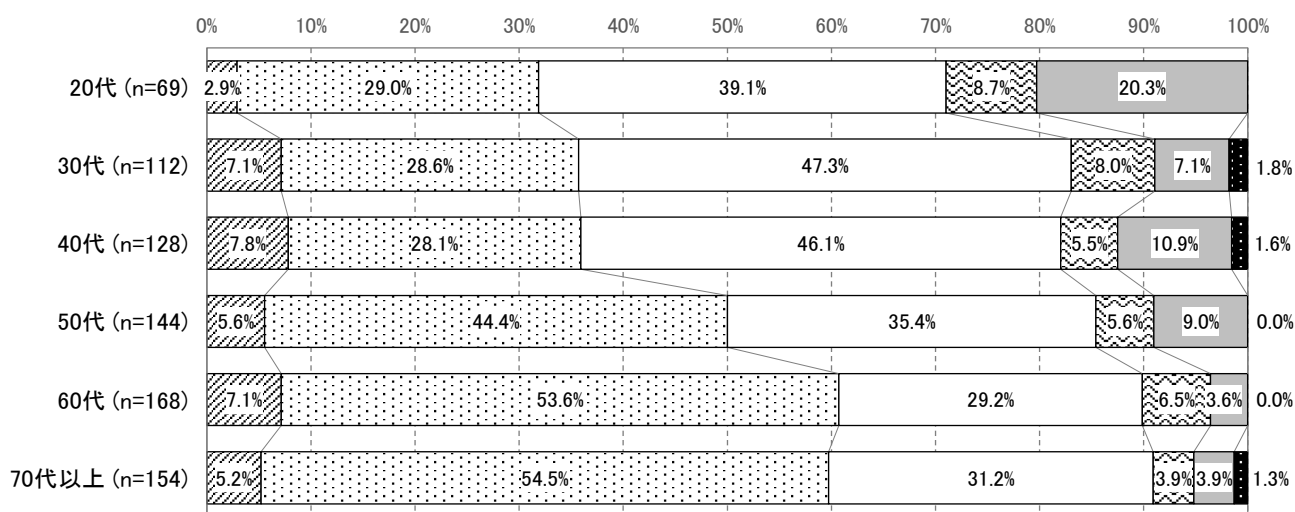
### ■単純集計



○調査全体では「最近1年間に行った」は6.2%にとどまっています。「行ったことはあるが、最近1年間には行っていない」42.2%を加えた来場経験率は48.4%。さらに、「名前や場所は知っているが、行ったことはない」37.0%、「名前は知っているが、場所は知らない」6.0%までを合わせた認知率は91.4%となっています。

○年代別にみると、年代が高くなるほど来場経験率が高くなっています。40代以下では来場経験率は4割に満たない状況です。

### ■クロス集計 [年代別]

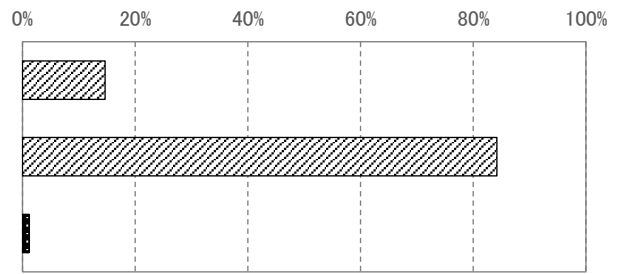


- ▣ 最近1年間に行った
- ▣ 行ったことはあるが、最近1年間には行っていない
- ▣ 名前や場所は知っているが、行ったことはない
- ▣ 名前は知っているが、場所は知らない
- ▣ 名前も場所も知らない
- 無回答

問 あなたは、「かけがわ茶エンナーレ」に行った（利用した）ことがありますか。  
 (○はひとつ)

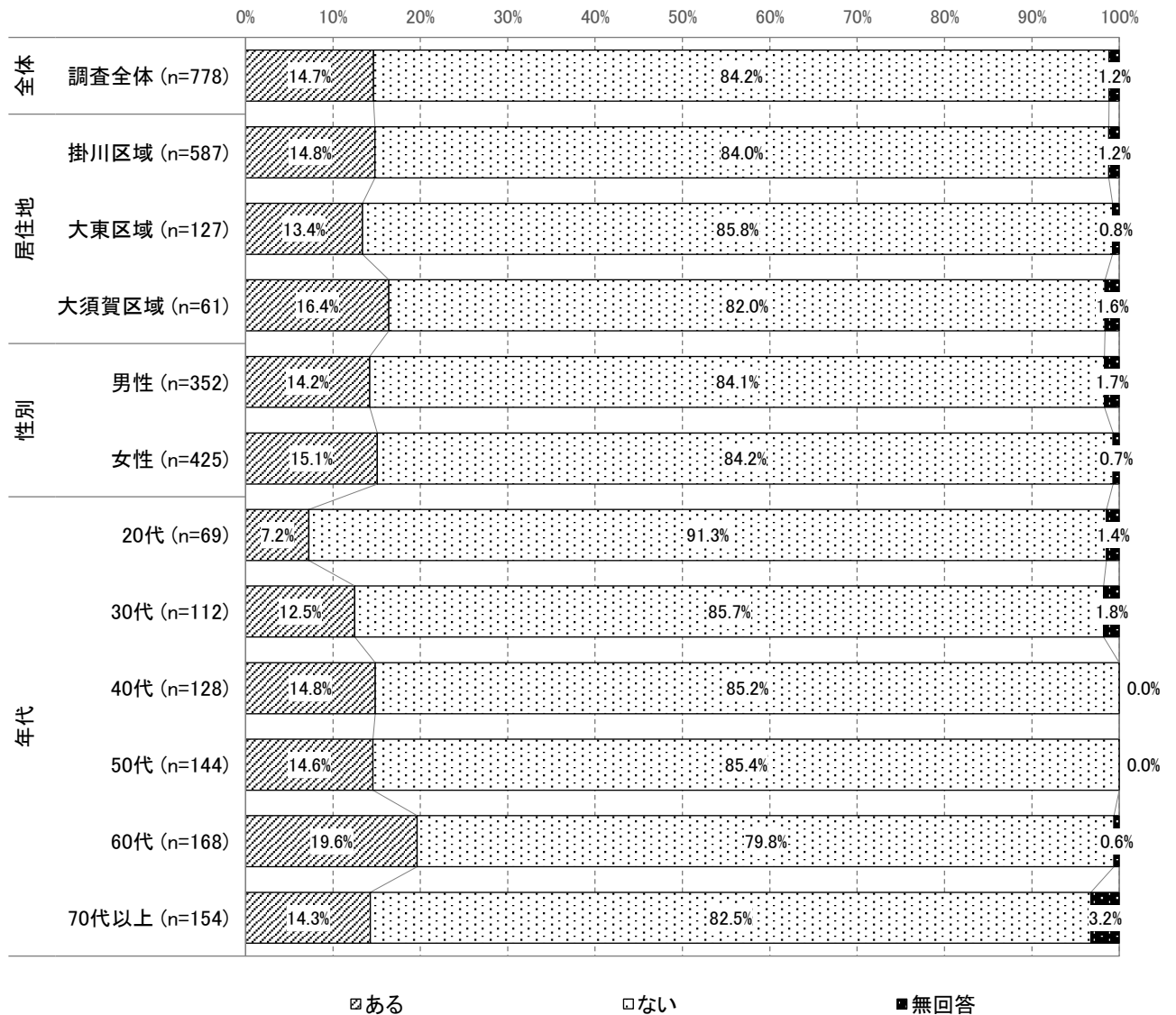
■単純集計

項目 (SA, n=778)	回答数	割合
ある	114	14.7%
ない	655	84.2%
無回答	9	1.2%
合計	778	100.0%



○「かけがわ茶エンナーレ」に行ったことがあるかについては、調査全体では「ある」14.7%、「ない」84.2%となりました。

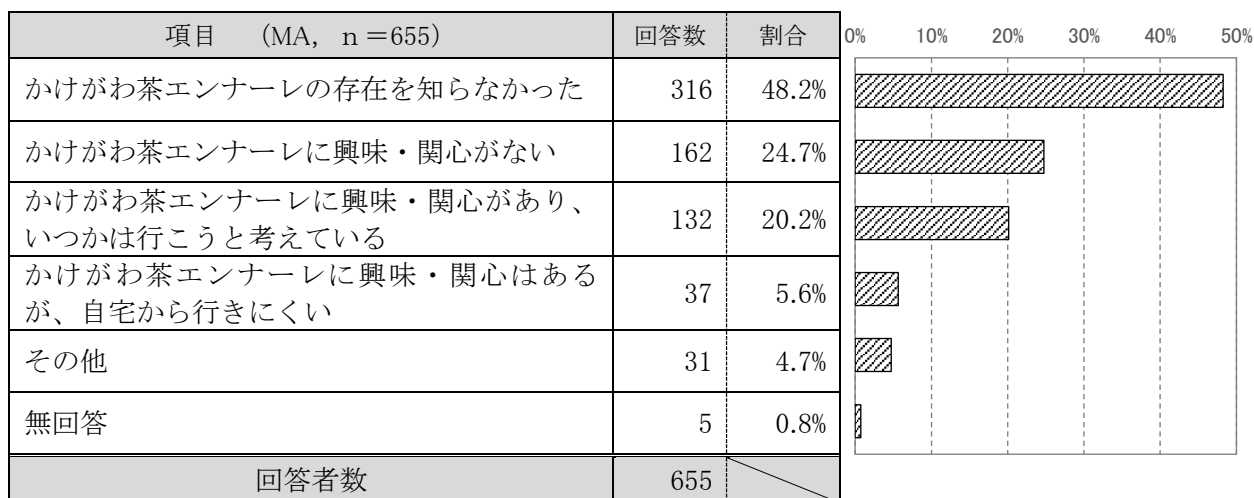
■クロス集計 [居住地別・性別・年代別]



[かけがわ茶エンナーレに「行ったことがない」と答えた方のみ]

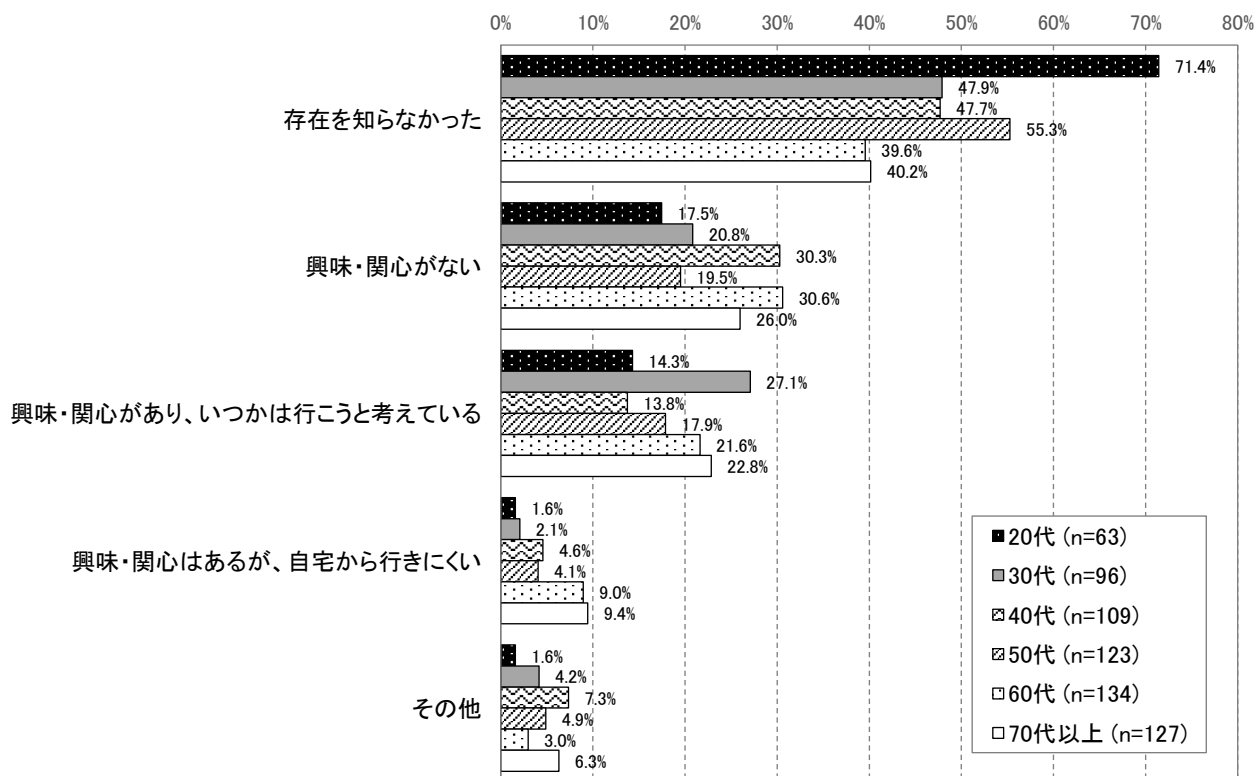
問 「かけがわ茶エンナーレ」に行った（利用した）ことがない主な理由は何ですか。  
（あてはまるものすべてに○）

■単純集計



○行った（利用した）ことがない理由については、該当者全体では「かけがわ茶エンナーレの存在を知らなかった」が 48.2%と半数近くを占めています。次いで「かけがわ茶エンナーレに興味・関心がない」24.7%、「かけがわ茶エンナーレに興味・関心があり、いつかは行こうと考えている」20.2%の順となりました。

■クロス集計 [年代別]



○年代別でみると、20代では「かけがわ茶エンナーレの存在を知らなかった」が 71.4%、30代では「かけがわ茶エンナーレに興味・関心があり、いつかは行こうと考えている」が 27.1%とそれぞれ高い数値となっています。

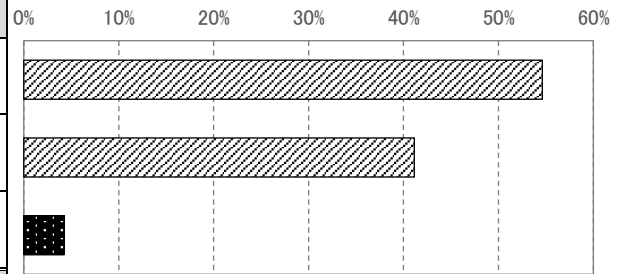
## 掛川市の文化振興について

問 掛川市には、あなた自身が誇りに思う、他の地域の方に紹介したくなる文化資源がありますか。

(○はひとつ)

### ■単純集計

項目 (SA, n=778)	回答数	割合
ある	425	54.6%
ない	320	41.1%
無回答	33	4.2%
合計	778	100.0%

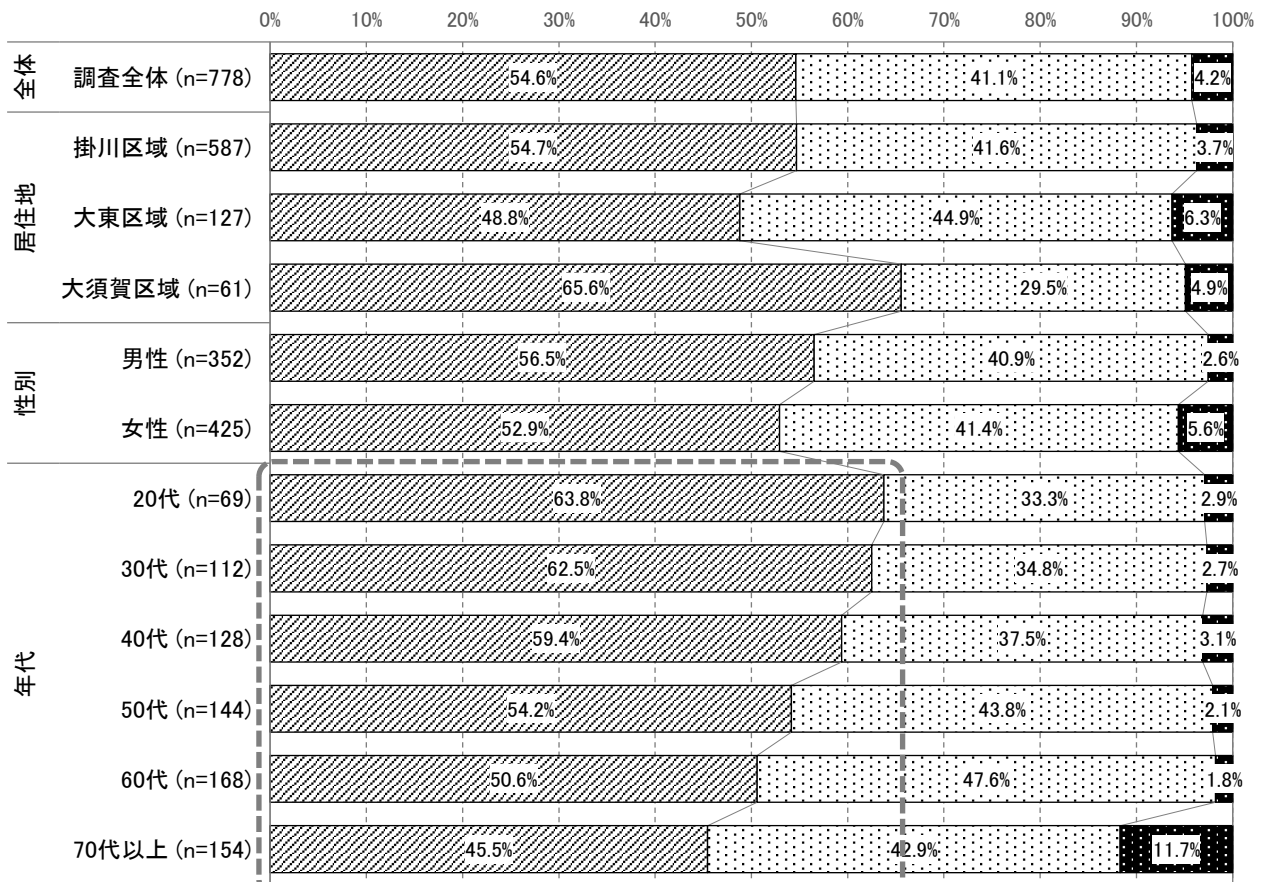


○誇りに思う文化資源の有無については、調査全体では「ある」が 54.6%、「ない」が 41.1%となりました。

○居住地別でみると、大須賀区域において「ある」が 65.6%と他の区域と比べて高い数値となっています。

○年代別でみると、若い年代ほど「ある」と回答した割合が高くなっています。

### ■クロス集計 [居住地別・性別・年代別]

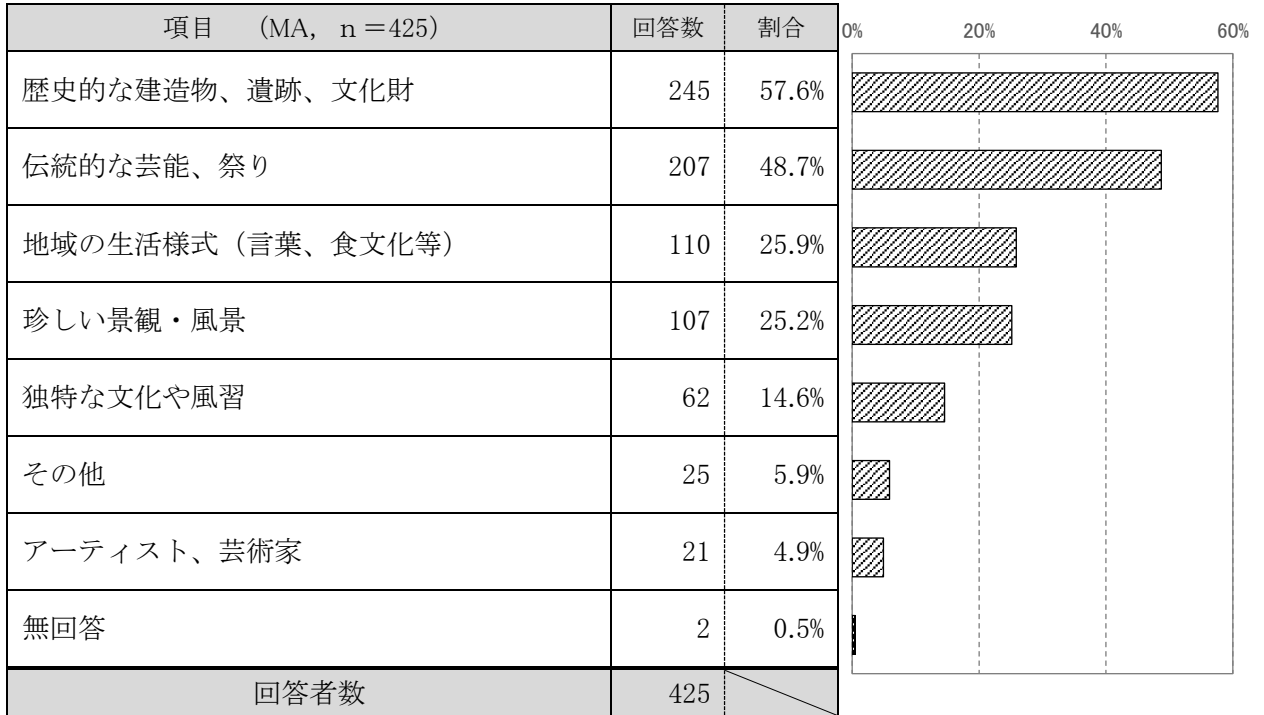


若い年代ほど「誇りに思う文化資源がある」の割合が高くなっています。

[誇りに思う、他の地域の方に紹介したくなる文化資源が「ある」と答えた方のみ]

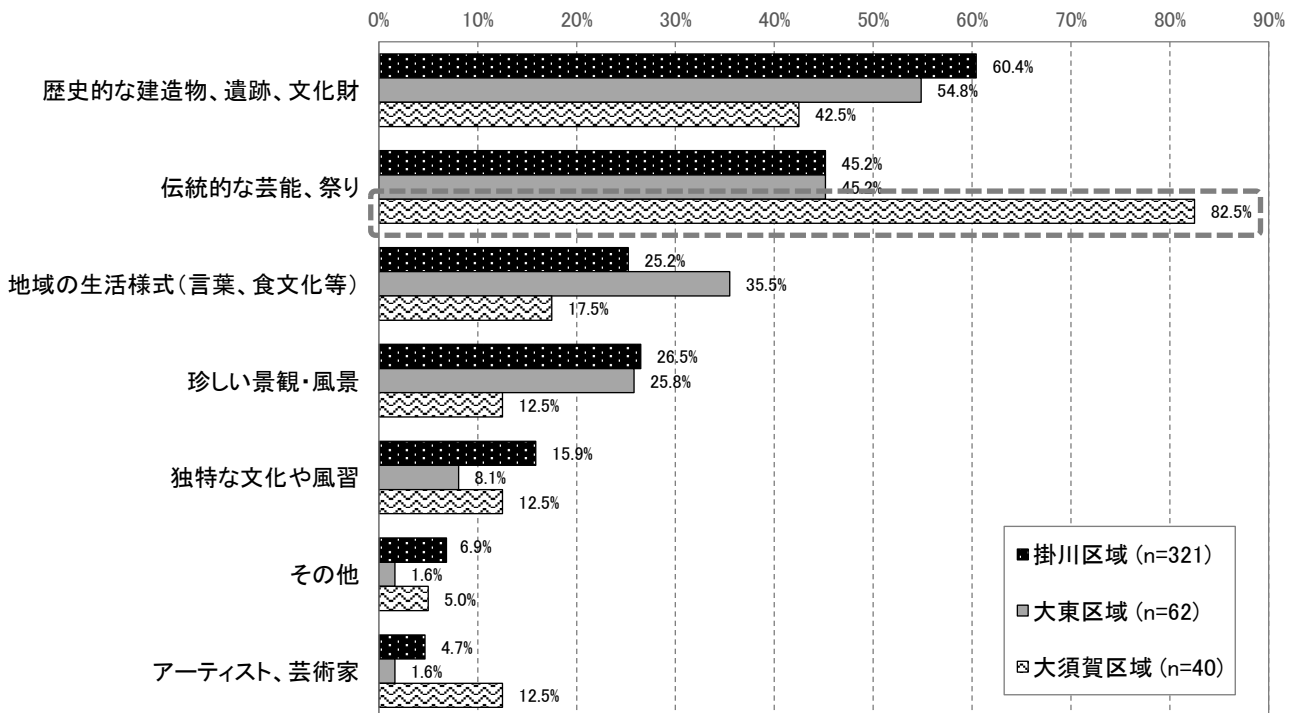
問 それはどのようなものですか。 (あてはまるものすべてに○)

■単純集計



○該当者全体では「歴史的な建造物、遺跡、文化財」が 57.6%で最も高く、掛川城・高天神城跡・横須賀城跡や大日本報徳社などが挙げられました。次いで「伝統的な芸能、祭り」48.7%で、各区域の祭りなどが挙げられています。3番目に多かったのは「地域の生活様式」25.9%で、お茶や芋汁、遠州弁などが挙げられました。

■クロス集計 [居住地別]



## 2 掛川市の文化財

### ① 国指定文化財

区分	名称	指定年月日	所在地	所有者
建造物	掛川城御殿	昭和55年1月26日	掛川	掛川市
	旧遠江国報徳社公会堂 (大日本報徳社大講堂)	平成21年6月30日	掛川	大日本報徳社
史跡	高天神城跡	昭和50年10月16日	上土方嶺向・ 下土方	高天神社
	横須賀城跡	昭和56年5月8日	山崎 他	掛川市 他
	和田岡古墳群	平成8年3月29日	和田岡	掛川市 他

### ② 国登録文化財

種別	名称	指定年月日	所在地	所有者
建造物	天竜浜名湖鉄道原野谷川橋梁	平成23年1月26日	本郷	天竜浜名湖鉄道株式会社
	天竜浜名湖鉄道原谷駅本屋	平成23年1月26日	本郷	天竜浜名湖鉄道株式会社
	天竜浜名湖鉄道桜木駅本屋及び 上りプラットフォーム	平成23年1月26日	富部	天竜浜名湖鉄道株式会社
	天竜浜名湖鉄道富部橋梁	平成23年1月26日	富部	天竜浜名湖鉄道株式会社
	鈴木家住宅主屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅西長屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅東長屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅北土蔵	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅西土蔵	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅東土蔵	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅瓦小屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅納屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅北馬屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅南馬屋	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅長屋門	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅外塀	令和3年6月24日	伊達方	個人
	鈴木家住宅内塀	令和3年6月24日	伊達方	個人

### ③ 県指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地	所有者
建造物	龍華院大猷院靈屋附春日厨子	昭和 29 年 1 月 30 日	掛川	龍華院
	窓泉寺山門附棟札	昭和 55 年 3 月 21 日	西大渕	窓泉寺
	三熊野神社本殿	平成 8 年 11 月 18 日	西大渕	三熊野神社
	赤山神社本殿附棟札 2、銘板 1	平成 10 年 3 月 17 日	海戸	赤山神社
	大日本報徳社 淡山翁記念報徳図書館附設計案、絵葉書	平成 13 年 11 月 26 日	掛川	大日本報徳社
	大日本報徳社正門	平成 13 年 11 月 26 日	掛川	大日本報徳社
	旧有栖川宮熾仁親王邸御座所及び侍女部屋 (大日本報徳社仰徳記念館及び仰徳学寮)	平成 26 年 3 月 14 日	掛川	大日本報徳社
	旧遠江国報徳社第三館掛川事務所 (大日本報徳社冀北学舎)	平成 26 年 3 月 14 日	掛川	大日本報徳社
絵画	松平遠江守定吉画像	昭和 32 年 12 月 25 日	仁藤	真如寺
	紙本墨画楊柳観音像 (1 幅)	昭和 49 年 4 月 18 日	大坂	貞永寺
	紙本墨画臨済・百丈禪師像 (2 幅)	昭和 49 年 4 月 18 日	大坂	貞永寺
	紙本墨画達磨像 (1 幅)	昭和 49 年 4 月 18 日	大坂	貞永寺
	絹本着色真人図 (1 幅)	昭和 52 年 12 月 20 日	山崎	撰要寺
	村松以弘筆「白糸瀑図」	平成 8 年 3 月 12 日	長谷	掛川市
	三熊野神社絵馬 (44 点)	平成 8 年 11 月 18 日	西大渕	三熊野神社
	黒田清輝作「岡田良一郎肖像」	平成 20 年 3 月 21 日	掛川	大日本報徳社
工芸	大尾山鱒口	昭和 32 年 12 月 25 日	居尻	顕光寺
	刀銘 義助	昭和 33 年 4 月 15 日	掛川	個人
	刀銘 於南紀重国造	昭和 38 年 2 月 19 日	掛川	個人
考古資料	宇洞ヶ谷横穴墳出土遺物一括	昭和 43 年 3 月 19 日	長谷	掛川市
史跡	撰要寺墓塔群	昭和 58 年 9 月 27 日	山崎	撰要寺
天然 記念物	峯貝戸の大クワ	昭和 33 年 10 月 30 日	東山	個人
	伊達方の大ヒイラギ	昭和 46 年 8 月 3 日	伊達方	個人
	本勝寺ナギ・マキの門	昭和 49 年 4 月 18 日	川久保	本勝寺
	中新井池のオニバス	昭和 58 年 2 月 25 日	大渕	財務省
	阿波々神社の社叢	平成 21 年 11 月 20 日	初馬	阿波々神社
無形民俗	三社祭礼囃子	昭和 30 年 11 月 1 日	西大渕	三社祭礼囃子保存会
	獅子舞かんからまち	昭和 30 年 11 月 1 日	掛川	かんからまち保存会
	大東町八坂神社の祇園囃子と祭礼行事	昭和 59 年 11 月 30 日	中	八坂神社祭典保存会
	三熊野神社の地固め舞と田遊び	平成 元年 3 月 22 日	西大渕	地固め舞と田遊び 保存会

#### ④ 市指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地	所有者
建造物	掛川城太鼓櫓	昭和35年5月31日	掛川	掛川市
	掛川城蒨の門	昭和35年5月31日	掛川	円満寺
	本源寺山門	昭和48年3月28日	西大渕	本源寺
	撰要寺不開門	昭和48年3月28日	山崎	撰要寺
	横須賀町番所	昭和55年4月1日	西大渕	掛川市
	大手門番所	昭和55年8月20日	城下	掛川市
	普門寺弁財天堂	平成10年11月27日	西大渕	普門寺
	八所神社旧社殿	平成10年11月27日	西大渕	普門寺
	旧日坂宿旅籠「川坂屋」	平成13年2月27日	日坂	掛川市
	旧観音寺石塔「貞和二禪」の銘がある	平成14年3月26日	上西郷	法泉寺
	吉岡彌生移築生家	平成16年4月8日	下土方	掛川市
	貞永寺本堂	平成17年2月4日	大坂	貞永寺
	ゲイスベルト・ヘンミイ墓	平成18年2月24日	仁藤町	天然寺
	竹の丸（旧松本家住宅）主屋1棟、 離れ1棟、土蔵2棟、米倉1棟、 番屋1棟	平成19年1月30日 追加指定： 平成20年5月29日	掛川	掛川市
	旧日坂宿旅籠「川坂屋」茶室	平成19年1月30日	日坂	掛川市
	松ヶ岡（旧山崎家住宅）	平成28年2月22日	南西郷	掛川市
絵画	村松以弘筆「青緑董法山水」	昭和55年8月20日	長谷	掛川市
	涅槃図	昭和55年8月20日	日坂	常現寺
	本勝寺七面堂 野賀岐山画	昭和60年11月11日	川久保	本勝寺
	大久保一丘筆「鶴図」（4面）	平成19年1月30日	西大渕	蓮舟寺
書跡	有栖川宮熾仁親王書跡	昭和50年8月15日	千浜	個人
	掛川城絵図	昭和55年8月20日	長谷	掛川市
	掛川城御殿古図	昭和55年8月20日	仁藤	個人
	掛川城御殿古図	昭和55年8月20日	緑ヶ丘2	個人
古文書	旧掛川宿問屋職鈴木家文書	昭和35年5月31日	東京都	個人
	横須賀惣庄屋覚帳	昭和48年3月28日	長谷	掛川市
	横須賀城関係記録	昭和48年3月28日	長谷	掛川市
	長松院古文書	昭和55年8月20日	大野	長松院
	永源寺古文書	昭和55年8月20日	各和	永源寺
	横須賀城下町絵図など45点	平成16年1月28日	長谷	掛川市
工芸	盛岩院 鱧口	昭和50年8月15日	岩滑	盛岩院
	萩間八幡宮 鱧口	昭和55年8月20日	萩間	萩間八幡宮
	大原子神社 鱧口	昭和55年8月20日	大原子	大原子神社
	本勝寺七面堂 厨子	昭和60年11月11日	川久保	本勝寺
彫刻	高麗神社 伎楽古面	昭和48年3月28日	大渕	高麗神社



種別	名称	指定年月日	所在地	所有者
彫刻	三熊野神社 天狗の面	昭和48年3月28日	西大渕	三熊野神社
	三熊野神社 こま犬	昭和48年3月28日	西大渕	三熊野神社
	本勝寺本堂 立川流彫刻	昭和60年11月11日	川久保	本勝寺
	本勝寺七面堂 立川流彫刻	昭和60年11月11日	川久保	本勝寺
考古資料	横須賀城のしゃち瓦と鬼瓦	昭和48年3月28日	西大渕	恩高寺
史跡	キリシタン燈籠	昭和40年2月1日	南2丁目	大日寺
	久延寺境内	昭和40年2月1日	佐夜鹿	久延寺
	十内塚	昭和48年3月28日	西大渕	静岡県
	城主井上氏の墓塔	昭和48年3月28日	西大渕	本源寺
	城主西尾氏の墓塔	昭和48年3月28日	西大渕	龍眠寺
	刀工高天神兼明屋敷跡	昭和50年8月15日	中	個人
	晴明塚	昭和53年11月29日	大渕	浜地区
	佐夜鹿一里塚	昭和55年8月20日	佐夜鹿	個人
	平塚古墳	平成13年2月27日	上西郷	観音寺、個人
	東登口古墳群(6基の内5基)	平成14年3月26日	吉岡	個人
天然記念物	興禅庵マキの自然門	昭和50年8月15日	岩滑	興禅庵
	事任八幡宮の大スギ	昭和55年8月20日	八坂	事任八幡宮
	垂木の大スギ	昭和55年8月20日	上垂木	六所神社
	高天神追手門跡スギ	平成2年4月6日	上土方・嶺向	高天神社
	小笠神社参道スギ	平成2年4月6日	入山瀬	小笠神社
	今瀧寺イヌマキ2本	平成2年4月6日	今瀧	今瀧寺
	今瀧寺ソテツ2本	平成2年4月6日	今瀧	今瀧寺
	春日神社クスノキ	平成2年4月6日	中方	春日神社
	満勝寺イチョウ	平成2年4月6日	中	満勝寺
	永福寺イヌマキ	平成3年5月13日	千浜	永福寺
	本勝寺カヤ2本	平成3年5月13日	川久保	本勝寺
	事任八幡宮のクスノキ	平成12年2月24日	八坂	事任八幡宮
	居尻のイスノキ	平成12年2月24日	居尻	個人
	松葉のカヤ	平成12年2月24日	倉真	個人
	秋葉路のモッコク	平成16年3月22日	秋葉路	秋葉路区
	如意庵のソテツ	平成16年1月28日	西大渕	龍眠寺
	有形民俗	獅子頭	平成8年3月28日	紺屋町
無形民俗	紺屋町木獅子の舞 附太鼓1、鉦5	平成14年3月26日	紺屋町	紺屋町木獅子の舞保存会
	大渕のさなぶり	平成16年1月28日	大渕	大渕地区8区
	垂木の祇園祭	平成30年4月27日	上垂木・下垂木・富部	垂木の祇園祭保存会

### 3 掛川市文化振興計画の改定経緯

#### (1) 改定経緯

##### ■改定スケジュール

日時	会議名等	主な議題等
令和3（2021）年		
10月21日（火）	文化・芸術に関する市民意識調査	・市民2,000人を対象に実施 ・11月10日締切
令和4（2022）年		
6月27日（月）	第1回文化政策審議会	・委員の委嘱、市民意識調査結果の確認、 現行計画の課題の確認、改定方針
7月1日（金）	庁内検討委員会	・掛川市における文化振興の現状、改定方針、 改定スケジュールの確認
8月1日（月）	第2回文化政策審議会	・掛川市文化振興計画改定素案の確認
8月24日（水）	庁内ワーキング	・掛川市文化振興計画改定素案の確認
9月6日（火）	第3回文化政策審議会	・掛川市文化振興計画改定案の審議
10月19日（水）	庁議	・掛川市文化振興計画改定案の説明
11月8日（火）	市議会全員協議会	・掛川市文化振興計画改定案の説明
11月9日（水） ～ 12月8日（木）	パブリックコメント	・掛川市文化振興計画改定案の意見聴取
12月●日（●）	第4回文化政策審議会	・掛川市文化振興計画改定案（最終案）の確認
令和4（2022）年		
1月●日（●）	庁議	・掛川市文化振興計画改定案（最終案）の説明
2月●日（●）	市議会全員協議会	・掛川市文化振興計画改定案（最終案）の承認
2月●日（●）	第5回文化政策審議会	・掛川市文化振興計画改定の内容報告
3月	計画周知	・掛川市文化振興計画改定の周知
4月1日（土）	計画施行	・掛川市文化振興計画の施行

## (2) 改定組織

### ① 掛川市文化政策審議会

#### □名簿

区分	役職等	氏名	専門分野など
有識者	掛川市二の丸美術館／ ステンドグラス美術館 館長	日比野 秀男	美術 工芸
	静岡県立大学 国際関係学部／ 大学院国際関係学研究科 教授	津富 宏	青少年支援 社会参加
	静岡産業大学 経営学部／ スポーツ科学部 教授	松永 由弥子	教育学 生涯学習学
	静岡大学 教育学部／ 大学院教育学研究科／地域創造学環 准教授	高橋 智子	美術教育
	常葉大学 造形学部／ 造形学科 教授	土屋 和男	建築学 建築史・意匠
	静岡文化芸術大学 文化政策学部／ 大学院文化政策研究科 教授	高島 知佐子	アートマネジメント
芸術家	演出家 (公財) 静岡県舞台芸術センター 芸術総監督	宮城 聰	演劇
—	(公財) 静岡県舞台芸術センター 事務局長	西宮 寿和	代理
報道機関	(株) 静岡新聞社 編集局 整理部 専任部長	山田 玲子	メディア
市民活動	NPO 法人クリエイティブサポート・レッツ理事長	久保田 翠	福祉
	MUSIC&ART supports トウツティーモ	高橋 恭子	音楽

令和5(2023)年3月現在

## ② 掛川市文化振興計画改定庁内検討委員会

### □名簿

部	課	役職	氏名
総務部		理事兼部長	大井 敏行
	財政課	課長	増田 忍
	資産経営課	課長	村上 将士
企画政策部		部長	平松 克純
	企画政策課	課長	深田 康嗣
	広報・シティプロモーション課	課長	中山 善文
	D X推進課	課長	中村 光宏
環境労働部	生涯学習協働推進課	課長	赤堀 純久
健康福祉部		部長	大竹 紗代子
	福祉課	課長	水野 正幸
	健康医療課	参与兼課長	道田 佳浩
	長寿推進課	課長	沢崎知加子
こども希望部		部長	原田 陽一
	こども政策課	課長	大石 哲也
産業経済部		部長	二村 浩幸
	観光交流課	課長	高野 留美
	お茶振興課	課長	松本 好道
都市建設部		部長	松永 努
	都市政策課	課長	森長 亨
教育部		部長	山梨 実
	教育政策課	課長	尾崎 和宏

令和5（2023）年3月現在

### ③ 掛川市文化振興計画改定庁内ワーキング

□名簿

部	課	役職	氏名
総務部	財政課	財政係長	窪野 義征
	資産経営課	公共施設マネジメント推進係長	住本 啓
企画政策部	企画政策課	経営戦略係長	西村 旬
		(代理)	雪山 早紀
	広報・シティプロモーション課	シティプロモーション・移住促進係長	水谷 真名美
	D X推進課	デジタル支援係長	戸塚 芳之
協働環境部	生涯学習協働推進課	協働推進係長	片山 能志晴
健康福祉部	福祉課	主幹兼福祉政策係長	土屋 信二郎
	健康医療課	健康企画係長	湯澤 智美
	長寿推進課	主幹兼高齢者政策係長	湯川 洋行
こども希望部	こども政策課	主幹兼こども政策係長	榛葉 博光
産業経済部	観光交流課	主幹兼観光交流係長	神谷 孝
	お茶振興課	主幹兼お茶振興係長	掛川 大介
都市建設部	都市政策課	主幹兼計画・土地利用係長	岡田 隆巳
教育部	教育政策課	主幹兼教育政策係長	水谷 忠史

令和5(2023)年3月現在

### ④ 事務局

□名簿

部	課	役職	氏名
協働環境部	文化・スポーツ振興課	部長	都築 良樹
		課長	山田 京子
		主幹兼文化政策係長	西郷 和寿
		文化政策係 主査	梅田 知孝
		文化政策係 主事	古田 桃子
オブザーバー	掛川市文化財団	事務局長	小田 つとむ

令和5(2023)年3月現在

## 4 法令等

### (1) 文化芸術基本法

平成十三年法律第四百十八号

○文化芸術基本法

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

##### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## (2) 静岡県文化振興基本条例

平成 18 年 10 月 18 日条例第 53 号

○静岡県文化振興基本条例

静岡県文化振興基本条例をここに公布する。

静岡県文化振興基本条例

### 附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動(以下これを「文化活動」という。)を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

#### (県の役割)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念のっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人(以下「民間団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第 5 条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動(文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。)が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

### 第 2 章 文化振興基本計画

第 6 条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

- 3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。
- 5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

### 第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

## 掛川市文化振興計画

---

令和 5 年 3 月

〈発行〉

掛 川 市

〈編集〉

掛川市 協働環境部 文化・スポーツ振興課  
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1

☎ (0537) 21-1126